

# 第3期宇検村 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月  
鹿児島県 宇検村

余白ページ

## ごあいさつ

わが国ではこれまで、子どもに関する各般の施策の充実が進められてきましたが、少子化の進行や人口減少には歯止めがかかっておらず、また、児童虐待相談件数や不登校児童・生徒数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く環境は深刻な状況となっています。

国においては、令和5年4月、子どもに関する施策の基盤となる「こども基本法」が施行され、同年12月には、こども基本法の理念に基づき幅広い子ども施策を総合的に推進するための基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

本村においても、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、子どもや子育て当事者に寄り添い、ともに進んでいくことで、子どもが夢と希望を持って、健やかに安心して暮らすことのできるむらを目指すことができるように、施策を推進する必要があります。

このような状況を踏まえ、多様化するニーズに対応した子育て施策を推進するため、令和7年度から令和11年度までを新たな計画期間とする「第3期宇検村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画の推進においては、基本理念である「地域の心がつながり、みんなが育む玉黄金！だれもが笑顔になれるむら うけん」の実現に向け、4つの基本目標を掲げ、全ての子育て家庭のウェルビーイングの向上を図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提案を賜りました宇検村子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

宇検村長 元山 公知



## ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	1
4 留意すべき国の基本指針の改正、法改正.....	2
5 「こども大綱」をめぐる国の動向.....	3
6 計画の策定方法、策定体制.....	5
<b>第2章 子どもを取り巻く状況</b> .....	<b>6</b>
1 少子化の動向.....	6
2 世帯の状況.....	11
3 女性の労働力率.....	13
4 保護者アンケート調査結果にみる本村の状況.....	14
<b>第3章 第2期計画の実施状況</b> .....	<b>36</b>
1 見込み及び実績の状況.....	36
2 基本目標ごとの主な事業・取組の実施状況.....	41
3 基本目標ごとの評価指標達成状況.....	50
4 本村の課題.....	51
<b>第4章 基本理念、基本目標、施策の体系</b> .....	<b>53</b>
1 基本理念.....	53
2 基本目標.....	53
3 施策の展開.....	54
<b>第5章 基本目標ごとの取組</b> .....	<b>55</b>
基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり.....	55
1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援.....	55
2 地域における子育ての支援.....	56
基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備.....	60
1 学校の教育環境等の整備.....	60
2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上.....	62

基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長.....	63
1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援.....	63
2 障がいや発達に不安のある子どもへの支援.....	64
3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進.....	64
4 子どもの自殺対策、犯罪などから子どもを守る取組.....	65
基本目標4 子育てを応援する環境づくり.....	68
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	68
2 地域子育て支援、家庭教育支援.....	69
3 共働き・共育ての推進.....	69
<b>第6章 事業計画.....</b>	<b>71</b>
1 提供区域.....	71
2 量の見込み及び確保方策の概要.....	71
3 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策.....	74
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	77
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	84
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	84
7 産後の休業及び育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保.....	84
8 放課後児童対策.....	85
<b>第7章 計画の推進と進行管理.....</b>	<b>86</b>
1 計画の推進体制.....	86
2 計画の進捗管理.....	86
<b>資料編.....</b>	<b>87</b>
1 宇検村子ども・子育て会議条例.....	87
2 宇検村子ども・子育て会議委員名簿.....	89
3 用語解説.....	90

#### 【用語解説について】

この計画書の中で、○○○※となっている部分は90～91頁に用語解説を掲載しています。ご活用ください。

余白ページ

## 第1章 計画策定の概要

### 1 計画策定の背景

本村では、令和2年3月に「地域の心がつながり、みんなが育む玉黄金！だれもが笑顔になれるむら うけん」を基本理念とする「第2期宇検村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

しかしながら、全国的にみると、人口減少、少子高齢化の進行、核家族世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用の増加や女性の就労率の高まりなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが安心して過ごせる居場所づくり、子育ての孤立化、子どもの虐待、子どもの貧困などへの対策など、様々な課題への対応が求められています。

こうした状況の中、国では、平成27年の「子ども・子育て支援法関連3法」の施行以降、「保育士確保プラン」や「日本一億総活躍プラン」による保育士の確保、処遇改善を目指し、また、平成29年の「子育て安心プラン」では令和2年度末までに全国の待機児童を解消、女性の就業率80%に対応できる受け皿の整備を掲げていました。さらに、平成31年2月の子ども・子育て支援法一部改正に伴い、同年10月より、幼児教育・保育の無償化が実施され、子どもや子育て家庭を支援する新しい制度の構築を進めてきました。こうした制度を構築し、推進する上で、子どもを権利の主体と位置付けながら「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが基本となっています。

国の動きや社会の動向を踏まえ、教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制の整備や子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備の方向性を明らかにするため「第3期宇検村子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

### 2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、「母子保健を含む成育医療等に関する計画」として策定します。

なお、計画策定に当たっては、本村の最上位計画である「宇検村総合振興計画」をはじめとして、地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画、障害児福祉計画等の関連計画との整合を図っていきます。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。ただし、社会情勢や経済情勢の変化等に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

## 4 留意すべき国の基本指針の改正、法改正

### (1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

#### 【改正の概要】

##### 1. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

→新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準<sup>\*</sup>を設定する。

##### 2. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加

→市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂<sup>\*</sup>（インクルージョン）を推進すること等を規定。

##### 3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

→乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置付け等を行う。

##### 4. 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

→経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置付け等を行う。

##### 5. 産後ケアに関する事業の追加

→産後ケア事業の参酌標準<sup>\*</sup>や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

### (2) 子ども・子育て支援法等の一部改正

#### 【改正の概要】

##### 1. こども未来戦略の「加速化プラン」において実施する具体的施策

→児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付の創設、妊婦等包括相談支援事業の創設、乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設、産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付け、施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げ、児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ、ヤングケアラー<sup>\*</sup>を国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付を創設、育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設。

##### 2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設

→子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、子ども・子育て支援特別会計を令和7年度に創設。

##### 3. 子ども・子育て支援金制度の創設

→少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設。

## 5 「こども大綱」をめぐる国の動向

子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

また、子どもを取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進め、解決するために令和5年4月1日に「こども家庭庁」が設立されました。子育てや少子化、児童虐待、いじめなどの分野で従来は内閣府や厚生労働省が担っていた事務を一元化することを目的としています。

その後、「こども大綱」の策定に向けて、「こども家庭審議会」や「こども家庭審議会基本政策部会」等が開催され、様々な検討が行われました。

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要な子ども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的に子ども施策を進めていくこととしています。

また、令和5年12月22日には「こども未来戦略<sup>※</sup>」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン<sup>※</sup>（はじめの100か月の育ちビジョン）」、「こどもの居場所づくりに関する指針<sup>※</sup>」もあわせて閣議決定されています。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約<sup>\*</sup>の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えらるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに



## 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

**はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義**

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング (身体的・精神的・社会的に幸せな状態) の向上にとって最重要

- ✓ 誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり
- ※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される
- ✓ 誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い
- ⇒ 社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

**目的** 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

**こども基本法の理念ののっとり整理した5つのビジョン**



- 1 こどもの権利と尊厳を守る**  
⇒ こども基本法にのっとり育ちの質を保障  
✓ 乳幼児は生まれながらにして権利の主体  
✓ 生命や生活を保障すること  
✓ 乳幼児の思いや願いの尊重
- 2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める**  
⇒ 乳幼児の育ちには「アタッチメント (愛着)」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠  
「アタッチメント (愛着)」<安心> 不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得  
豊かな「遊びと体験」<挑戦> 多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い、関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援
- 3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える**  
⇒ 育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出  
✓ 誕生の準備期から支える  
✓ 幼児期と学童期以降の接続  
✓ 学童期から乳幼児と関わる機会
- 4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする**  
⇒ こどもに最も近い存在をきめ細かに支援  
✓ 支援・応援を受けることを当たり前に  
✓ 全ての保護者・養育者につながる  
✓ 性別にかかわらず保護者・養育者が共育ち
- 5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す**  
⇒ 社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要  
✓ 「こどもまんなかチャート」の視点 (様々な立場の人がこどもの育ちを応援)  
✓ こどもも含め環境や社会をつくる  
✓ 地域における専門職連携やコーディネーターの役割も重要

**【「はじめの100か月」とは】**

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期 (いわゆる5歳児～小1) までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

**はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進**

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

## 6 計画の策定方法、策定体制

### (1) 計画策定方法

本計画の策定方法は下図のとおりです。



### (2) 宇検村子ども・子育て会議

本計画は、子ども・子育て支援法第72条の規定に基づく「宇検村子ども・子育て会議」において委員の意見を聴取して策定しました。

### (3) 保護者アンケート調査

教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、「必要としている子ども・子育てに関する支援」を把握することを目的として、本村在住の全ての就学前児童保護者及び小学生保護者を調査対象に令和6年3月に実施しました。

### (4) パブリックコメント

本計画案に対し、広く村民の意見を聴取するため、令和7年1月20日から1月31日までパブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

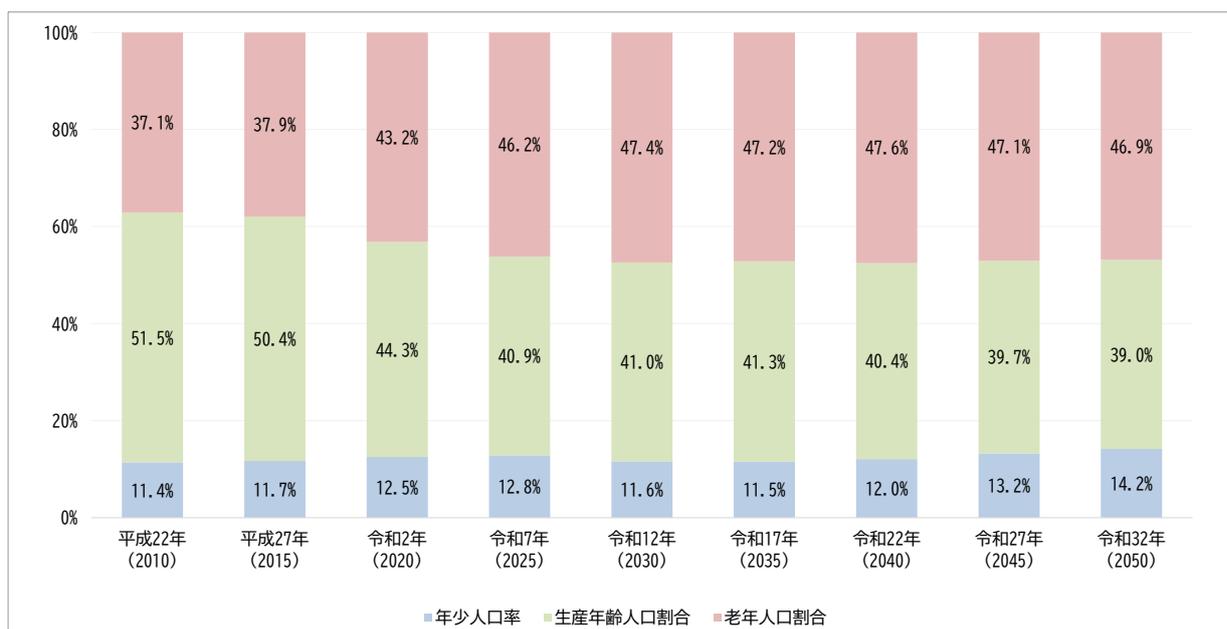
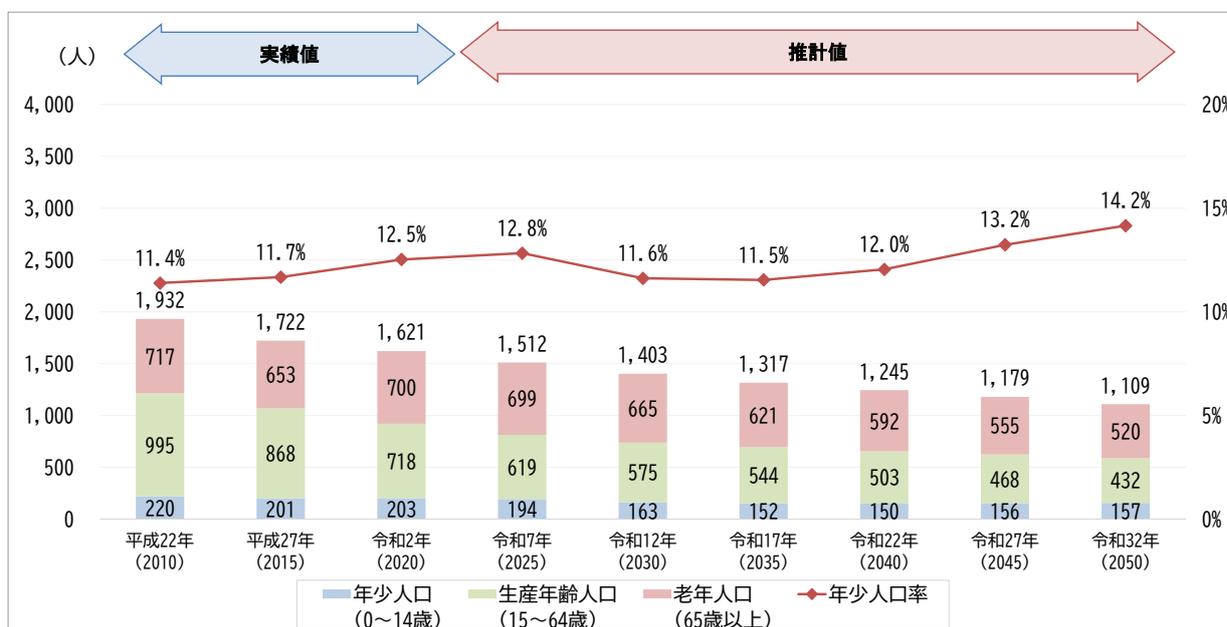
## 第2章 子どもを取り巻く状況

### 1 少子化の動向

#### (1) 人口の推移及び推計

総人口は、平成22年の1,932人が令和2年には1,621人となり、311人の減少となっています。

今後、少子高齢化の進展により総人口は減少する予測となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32年の総人口は1,109人、年少人口（0～14歳）は157人、総人口に占める年少人口割合は14.2%となる見込みとなっています。



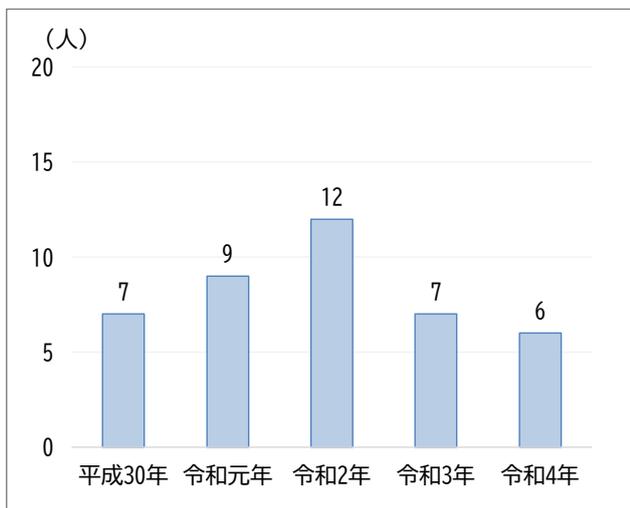
出典：国勢調査（平成22年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和7年～令和32年）

### (2) 出生数、出生率の推移

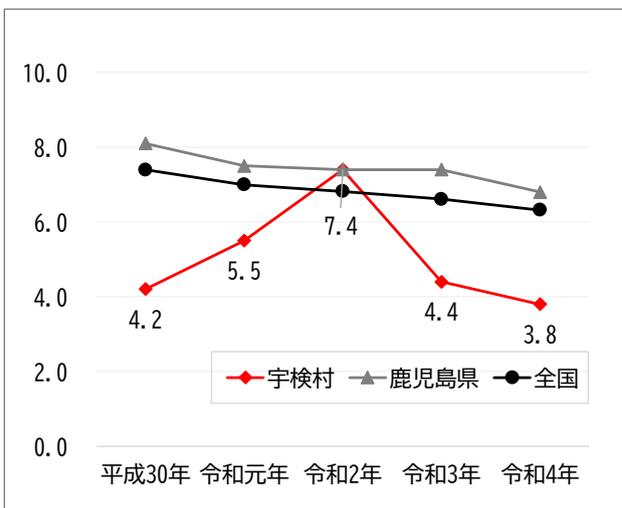
出生数は減少傾向にあり、令和4年の出生数は6人となっています。

出生率（人口千人当たりの出生数）は、おおむね全国、鹿児島県より低い水準で推移しています。

【出生数】



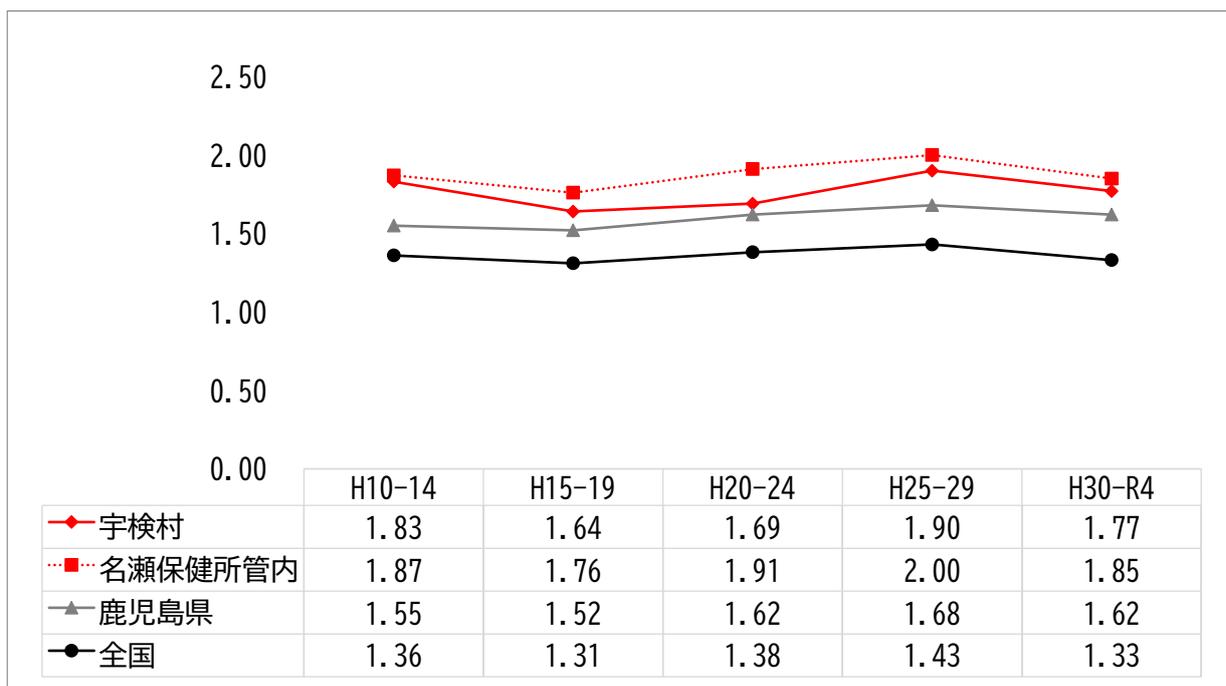
【出生率（人口千人当たりの出生数）】



出典：人口動態統計

### (3) 合計特殊出生率※の推移

平成30年～令和4年の合計特殊出生率は1.77で、全国、鹿児島県より高い水準で推移しています。

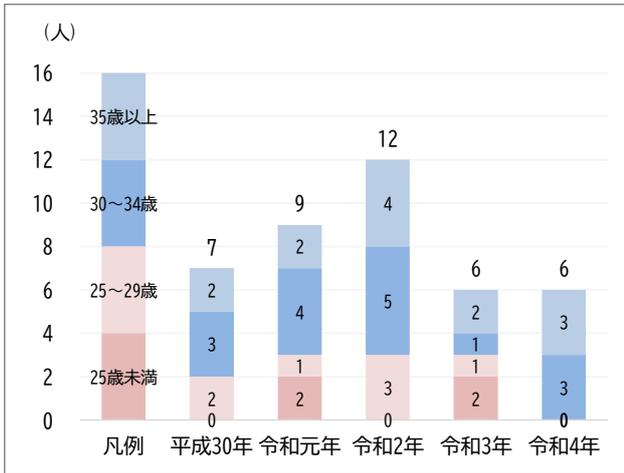


出典：人口動態保健所・市区町村別統計

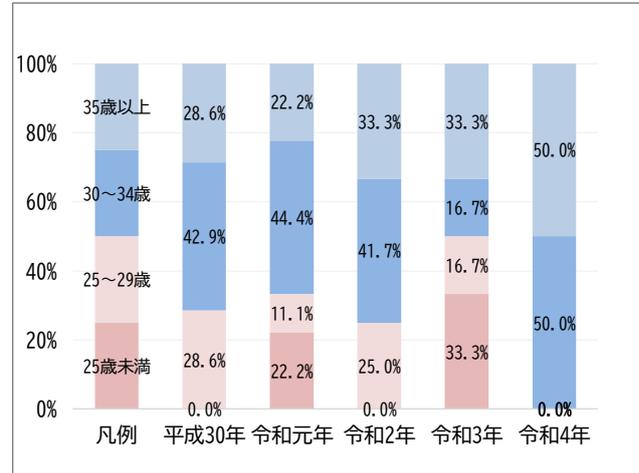
(4) 出生数と母親年齢の状況

令和4年に出産した母親の年齢は、全て30歳以上となっています。平成30年以降の状況を見ても、30歳以上の割合が高くなっています。

【出生数と母親年齢】



【出生数と母親年齢（構成割合）】

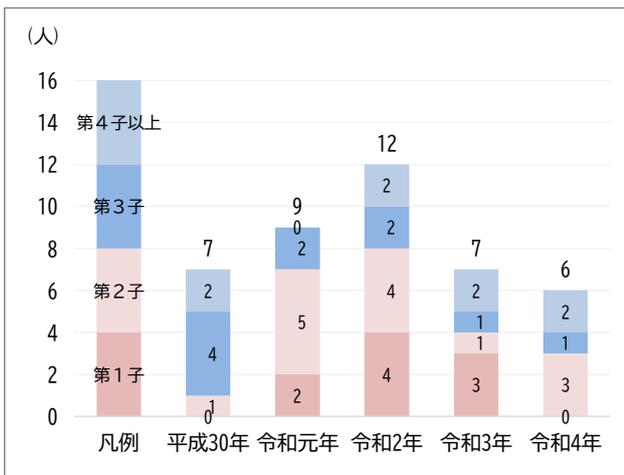


出典：人口動態統計

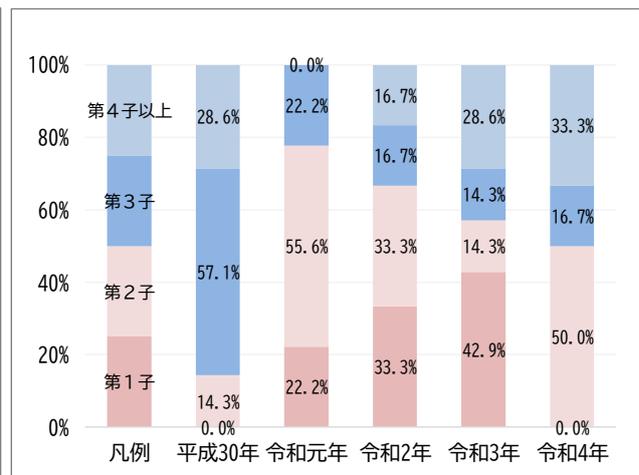
(5) 出生数と出生順位の状況

令和4年の出生順位の割合をみると、第2子が50.0%、第3子が16.7%、第4子以上が33.3%となっています。

【出生数と出生順位】



【出生数と出生順位（構成割合）】



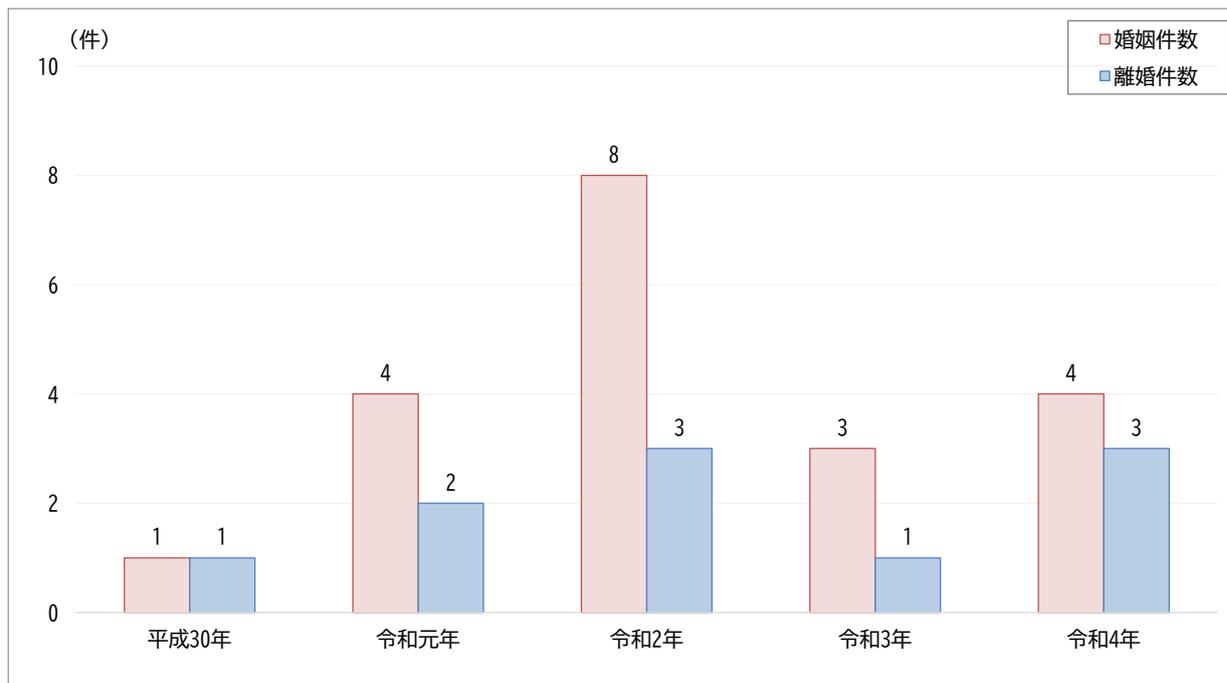
出典：人口動態統計

(6) 婚姻等に関する状況

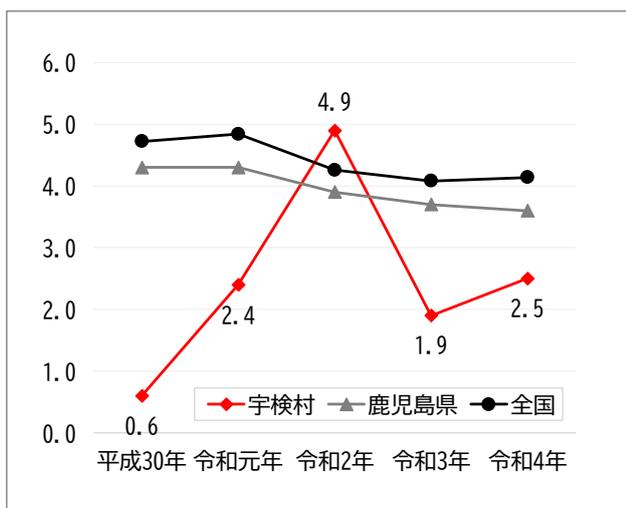
① 婚姻・離婚件数、婚姻率、離婚率の推移

令和4年の婚姻件数は4件、離婚件数は3件となっています。

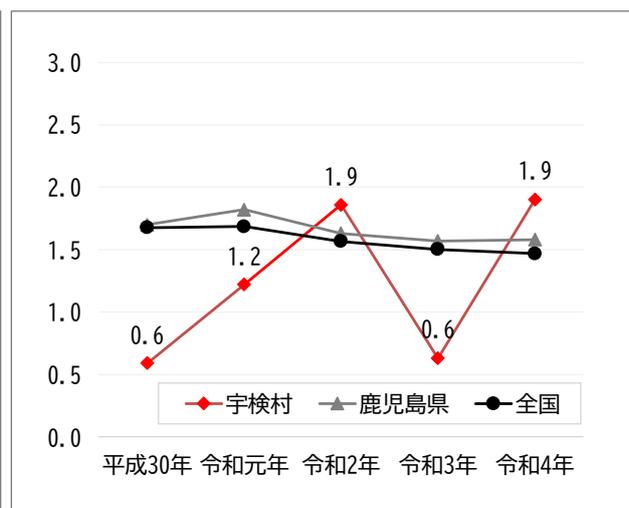
令和4年の婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）は全国、鹿児島県を下回っています。一方、離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は全国、鹿児島県を上回っています。



【婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）】



【離婚率（人口千人当たりの離婚件数）】



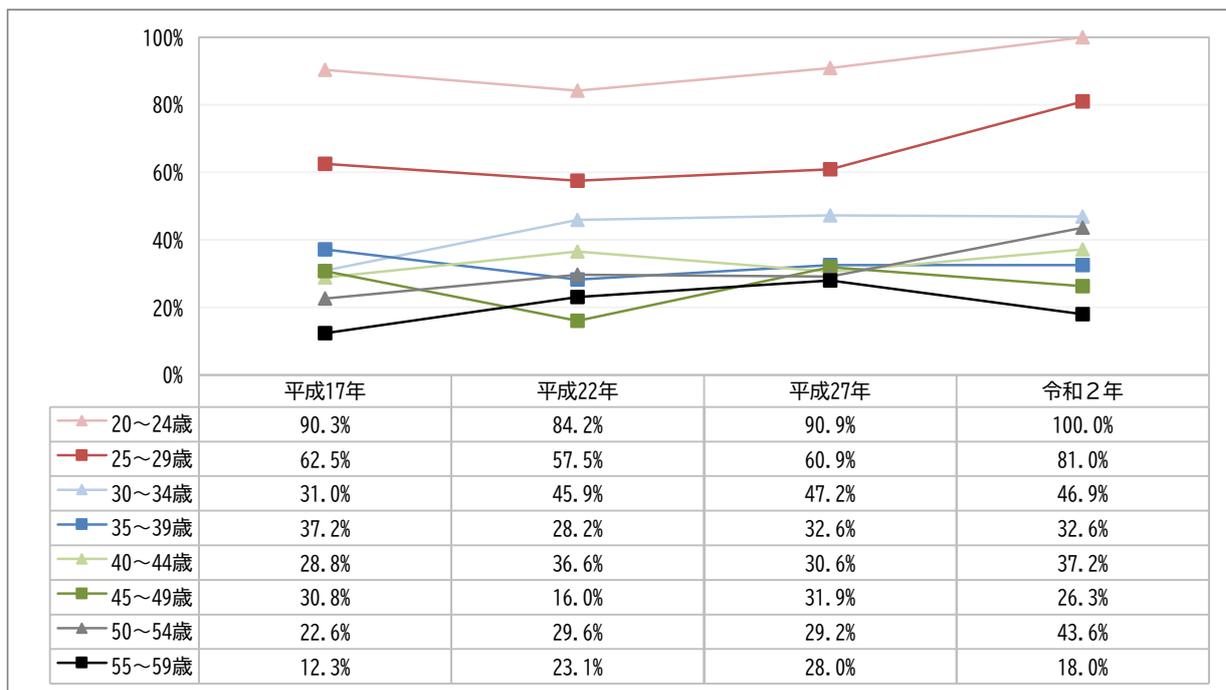
出典：人口動態統計

② 未婚率の推移

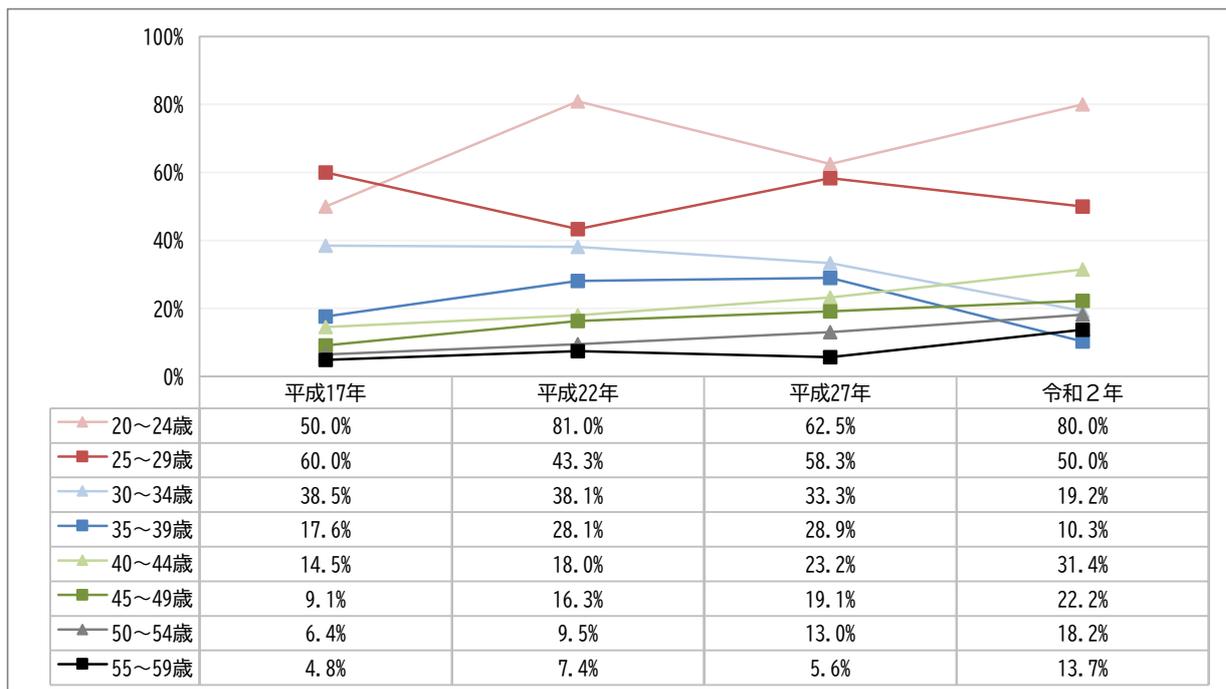
男性の未婚率を令和2年と平成27年で比較すると、25～29歳で20.1ポイント、50～54歳で14.4ポイント上昇しており、伸びが顕著となっています。

女性の未婚率を令和2年と平成27年で比較すると、20～24歳で17.5ポイント上昇しており、伸びが顕著となっています。

【年代別未婚率の推移（男性）】



【年代別未婚率の推移（女性）】

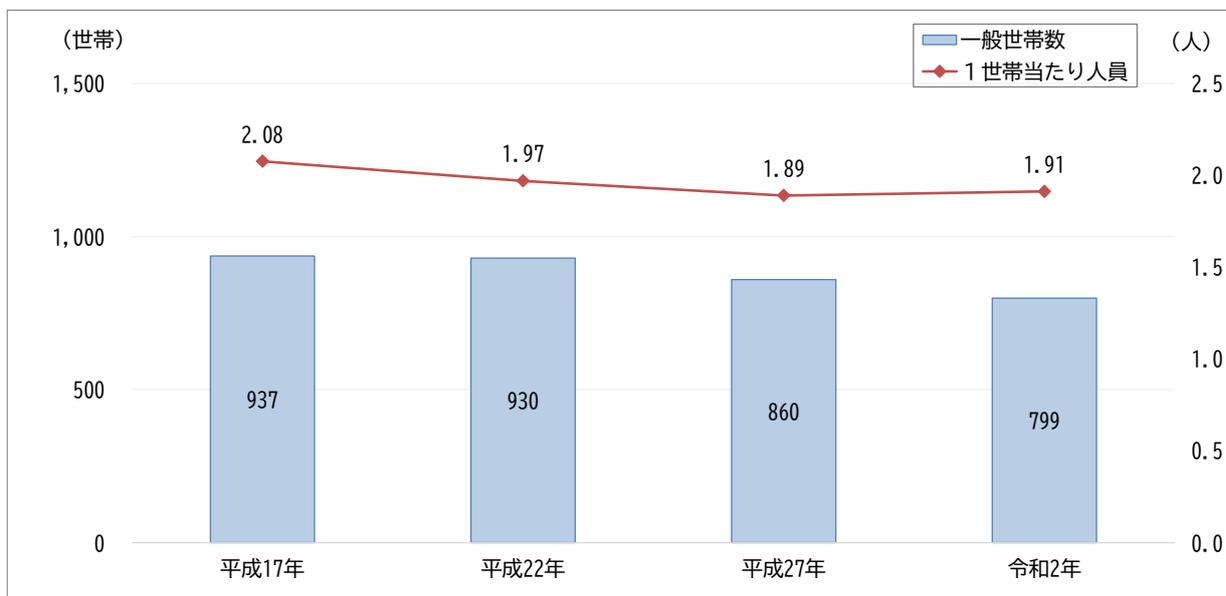


出典：国勢調査

## 2 世帯の状況

### (1) 一般世帯数、1世帯当たり人員数の推移

令和2年の一般世帯数は799世帯、1世帯当たり人員数は1.91人となっており、一般世帯数は減少傾向、1世帯当たり人員数はほぼ同水準で推移しています。

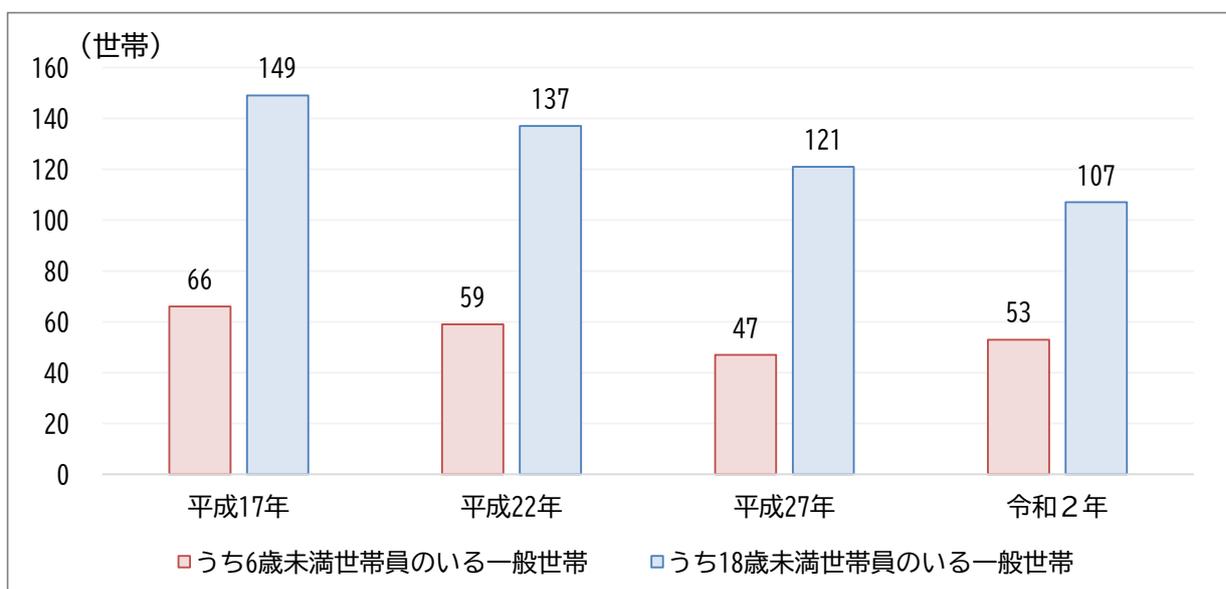


出典：国勢調査

### (2) 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数

#### ① 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

令和2年の6歳未満の子どものいる世帯数は53世帯、18歳未満の子どものいる世帯数は107世帯となっています。

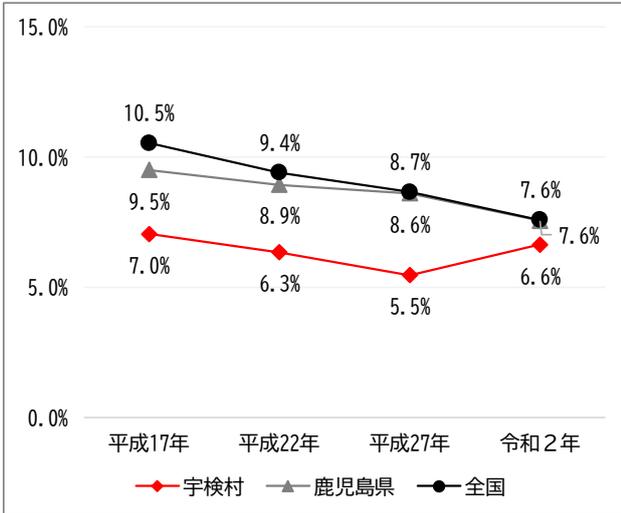


出典：国勢調査

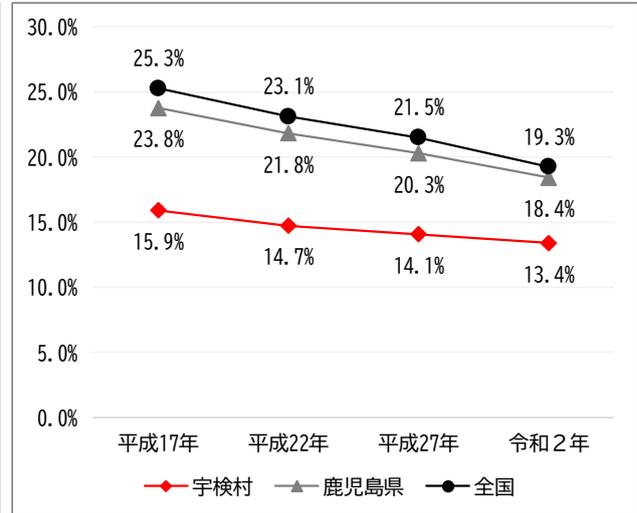
② 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の構成割合

令和2年の6歳未満の子どものいる世帯数の構成割合は6.6%、18歳未満の子どものいる世帯数の構成割合は13.4%で、いずれも全国、鹿児島県を下回っています。

【6歳未満の子どものいる世帯数の構成割合】



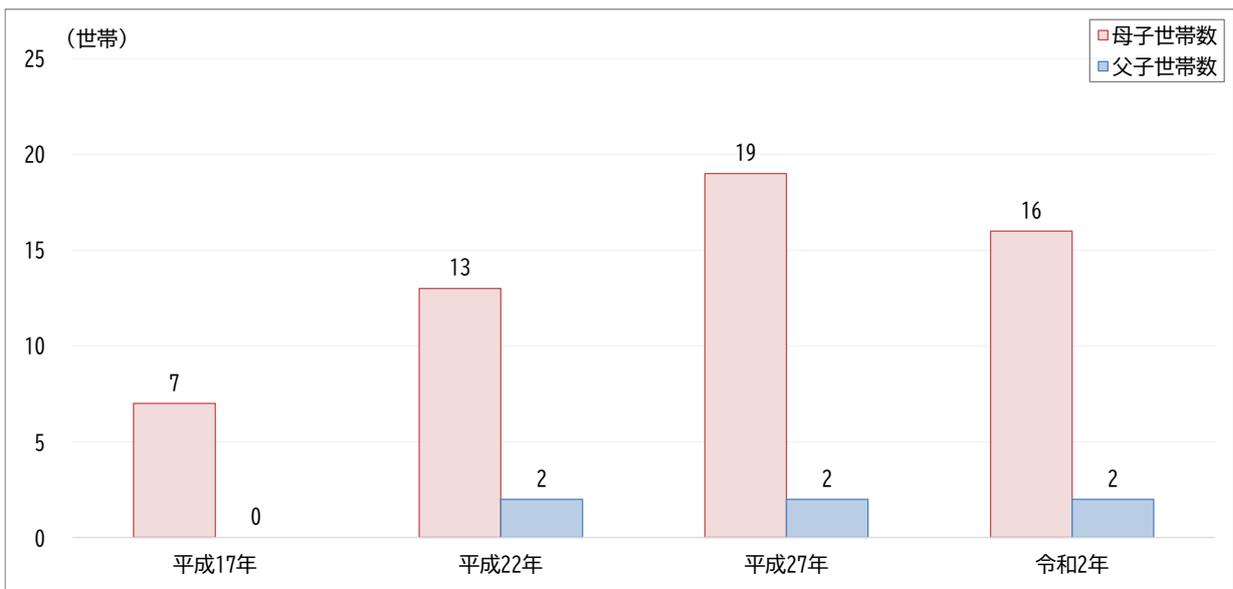
【18歳未満の子どものいる世帯数の構成割合】



出典：国勢調査

(3) ひとり親家庭の状況

令和2年の母子世帯数は16世帯、父子世帯数は2世帯となっています。



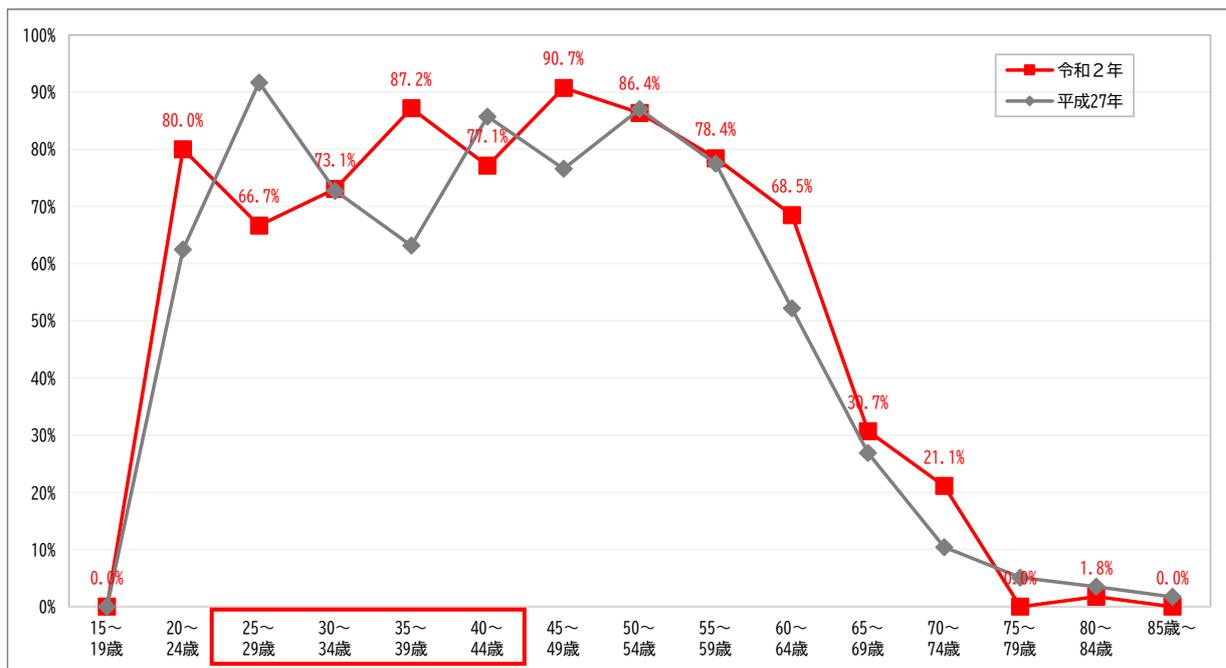
出典：国勢調査

### 3 女性の労働力率

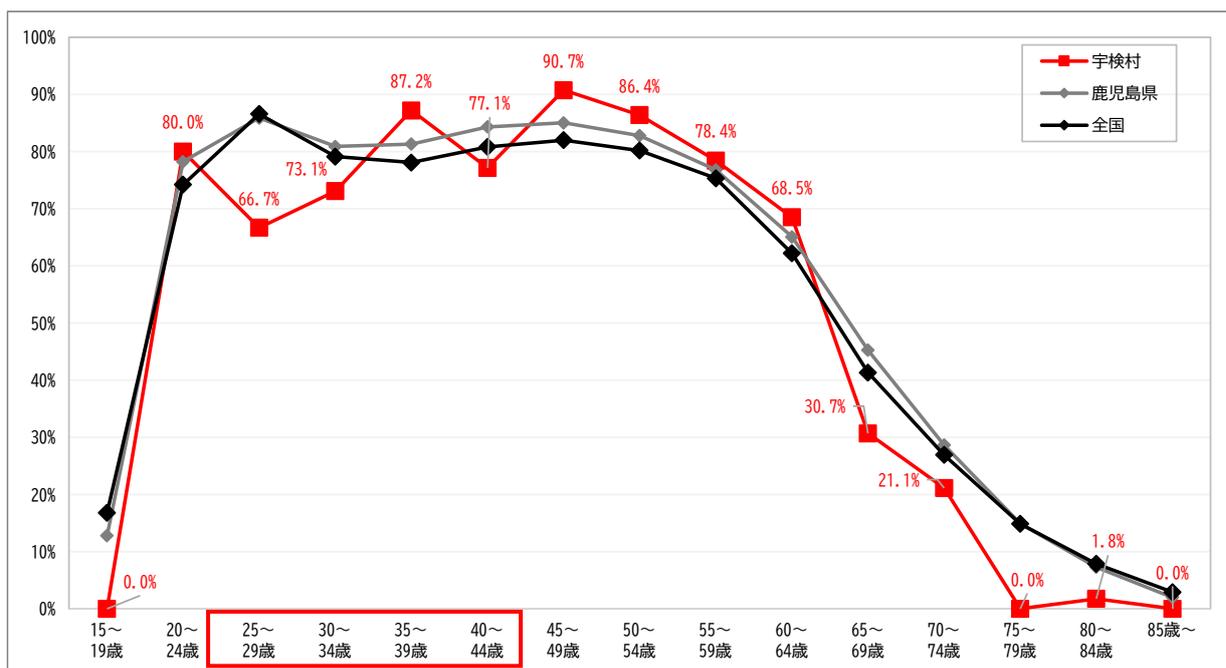
令和2年の本村の子育て世代の女性（25～44歳）の労働力率は、平成27年と比較すると25～29歳で大きく下回っている一方、35～39歳で大きく上回っています。

令和2年の本村の子育て世代の女性の労働力率は、全国及び鹿児島県と比較し、35～39歳を除き下回っています。

【女性の労働力率（本村の令和2年と平成27年の比較）】



【女性の労働力率（令和2年の全国及び鹿児島県との比較）】



出典：国勢調査

## 4 保護者アンケート調査結果にみる本村の状況

### (1) 調査の実施状況

#### ① 調査実施時期

令和6年3月に実施しました。

#### ② 調査対象者及び調査方法

以下の2種類（就学前児童保護者用、小学生保護者用）の調査票を作成し、無記名方式により実施しました。

##### ア) 就学前児童保護者

本村在住の就学前のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象とし、保育所等を通じて直接配布・回収を行いました。なお、就学前児童が2人以上の世帯については、一番下のお子さまのことにについて回答して頂きました。

##### イ) 小学生保護者

本村在住の小学生のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象とし、学校を通じて直接配布・回収を行いました。なお、小学生が2人以上の世帯については、学年が一番下のお子さまのことにについて回答して頂きました。

#### ③ 配布数、有効回答数、有効回答率

	対象世帯数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	49件	38件	77.6%
小学生保護者	65件	49件	75.4%
合計	114件	87件	76.3%

### (2) 集計処理について

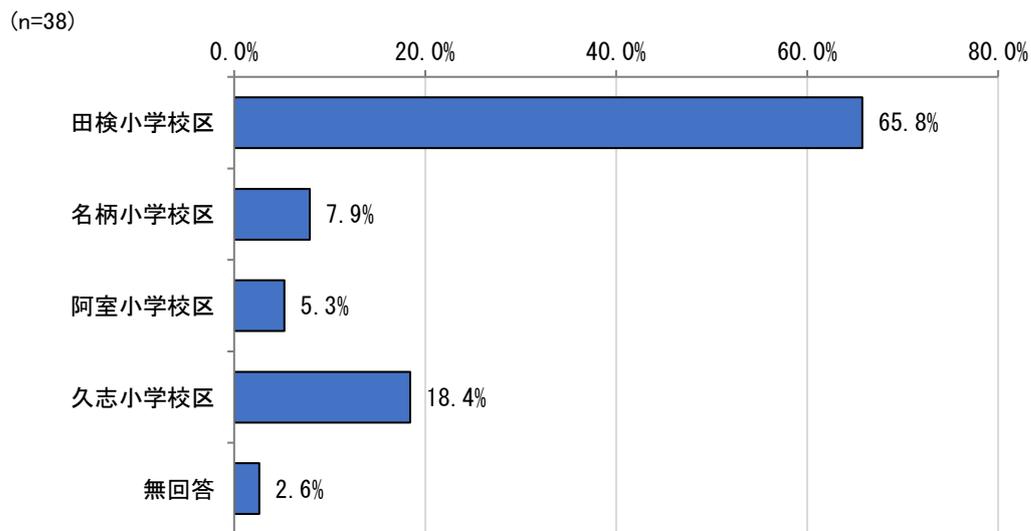
- ・数表、図表中の「n=」は回答件数を表します。
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・集計表の比率については小数点第2位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

### (3) 調査結果（抜粋）

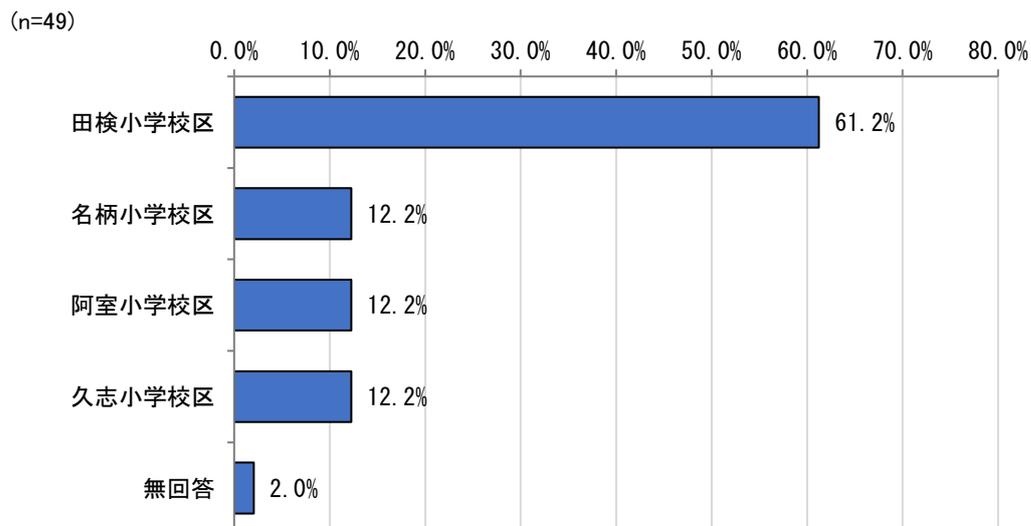
#### ① お住まいの校区

就学前児童保護者、小学生保護者ともに「田検小学校区」が最も高くなっています。

#### 【就学前児童保護者】



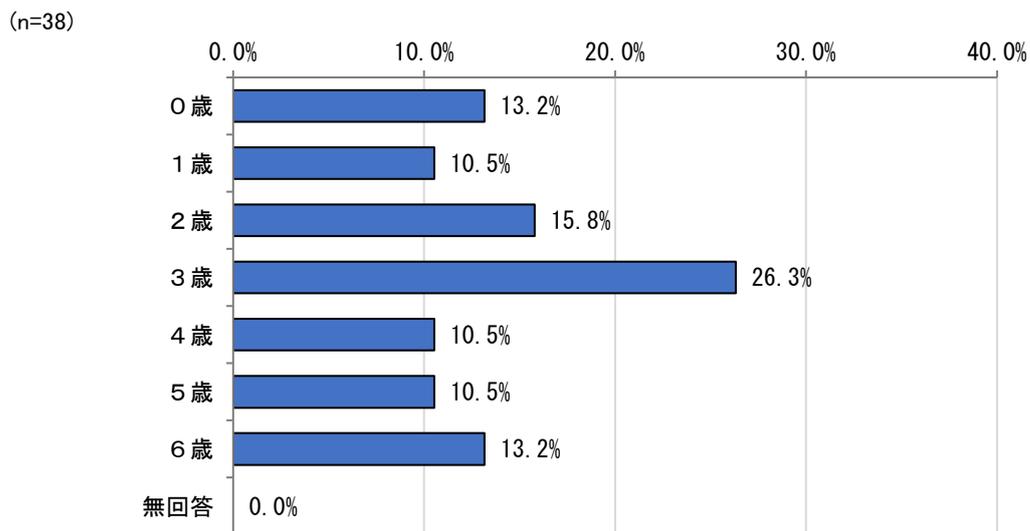
#### 【小学生保護者】



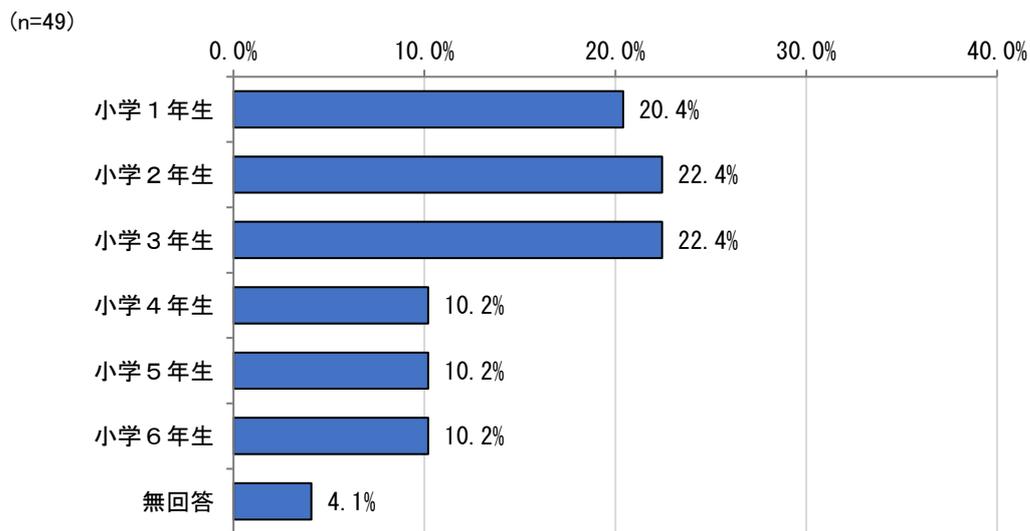
② お子さんの年齢・学年

就学前保護者は「3歳」が26.3%で最も高くなっています。小学生保護者は「小学2年生」、「小学3年生」が22.4%で最も高くなっています。

【就学前児童保護者】



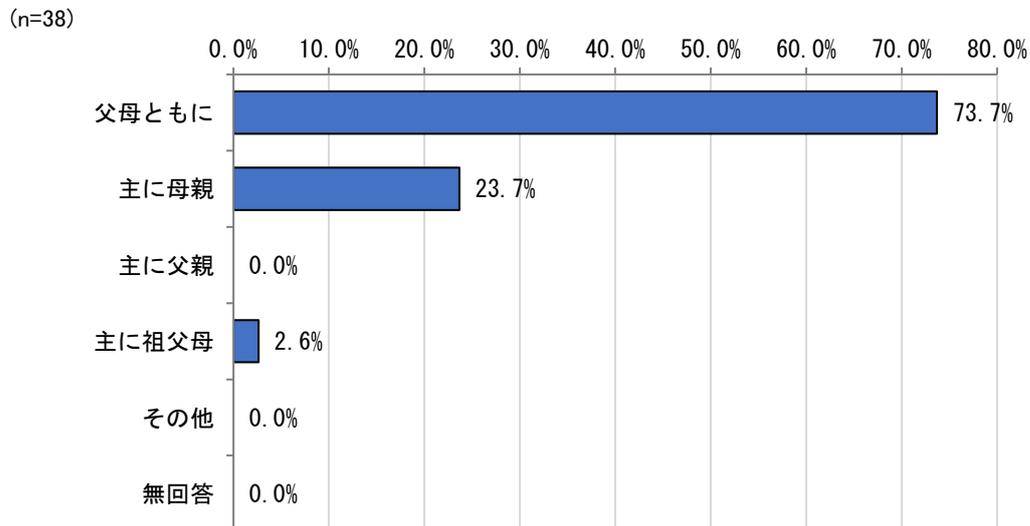
【小学生保護者】



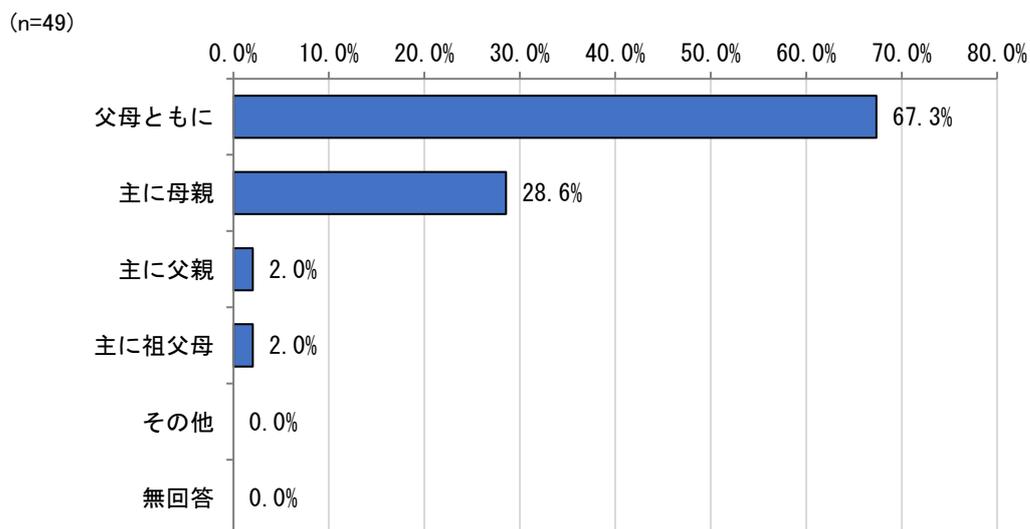
③ 子育てを主に行っている者

就学前児童保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が最も高くなっています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

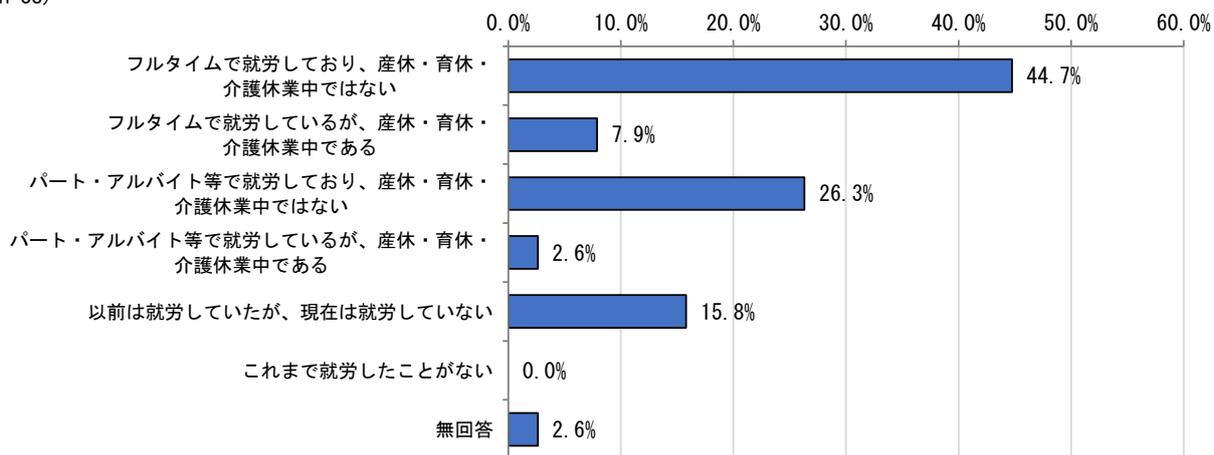


④ 母親の就労状況

就学前児童保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高くなっています。

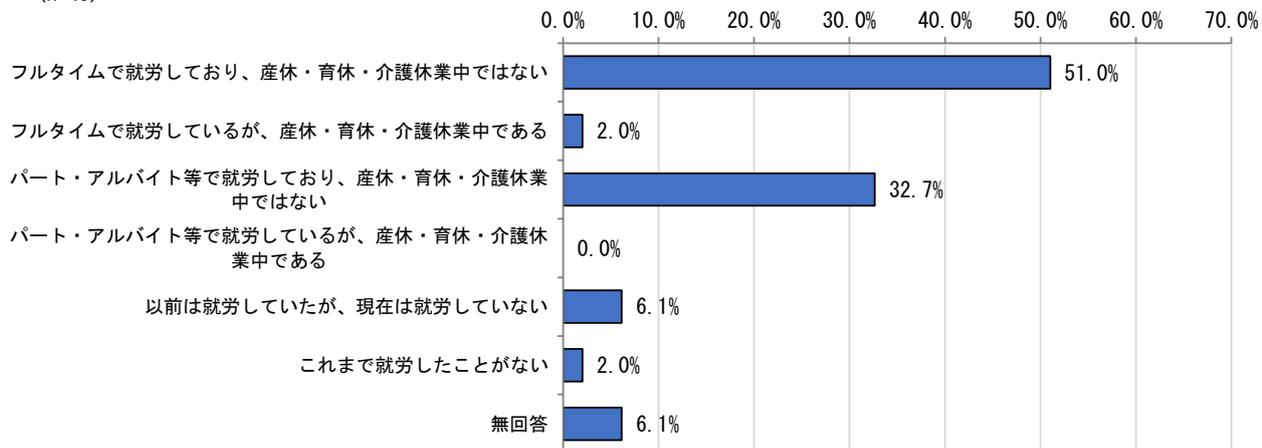
【就学前児童保護者】

(n=38)



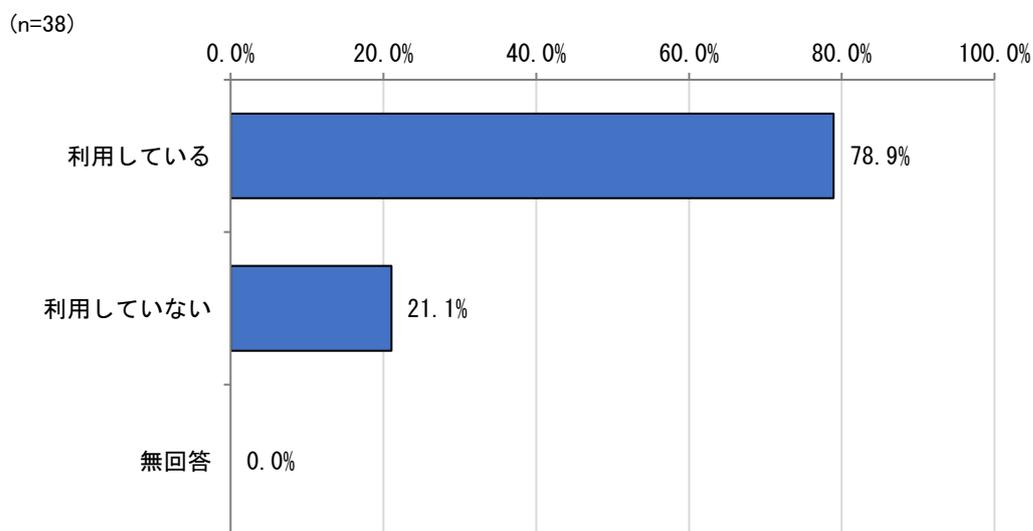
【小学生保護者】

(n=49)



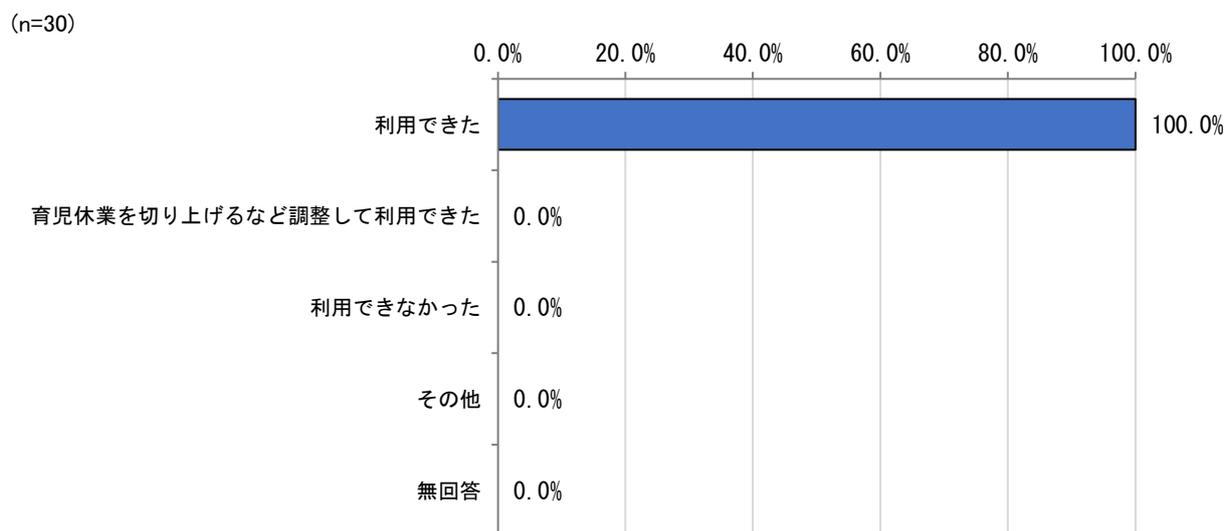
⑤ 保育所等の利用状況（就学前児童保護者調査結果）

「利用している」が78.9%となっています。



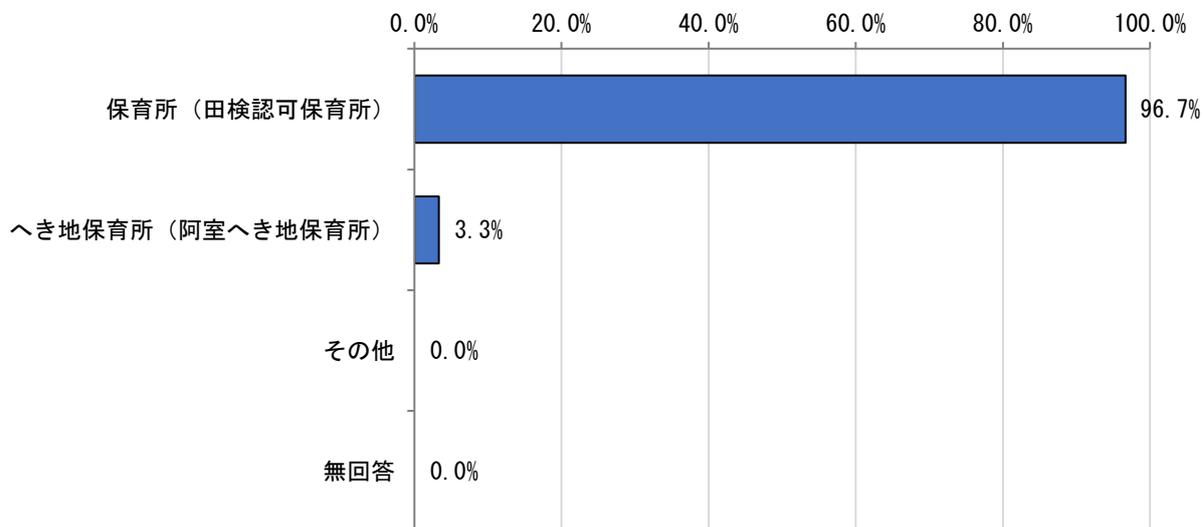
⑥ 希望した時期に保育サービス等を利用できたか（就学前児童保護者調査結果）

「利用できた」が100%となっています。



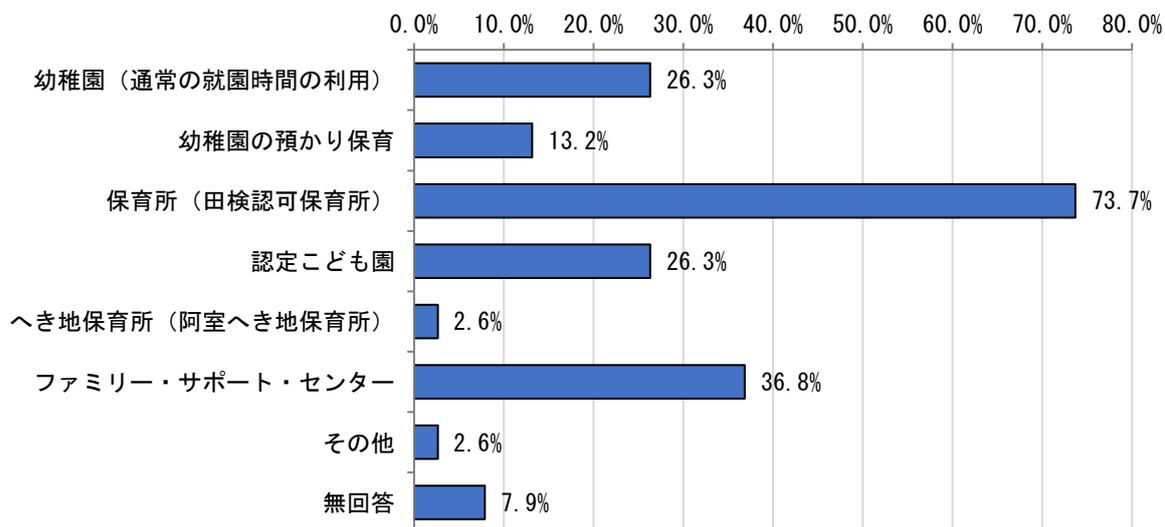
⑦ 平日どのような教育・保育事業を利用しているか(就学前児童保護者調査結果)  
「保育所」が96.7%、「へき地保育所」が3.3%となっています。

(n=30)



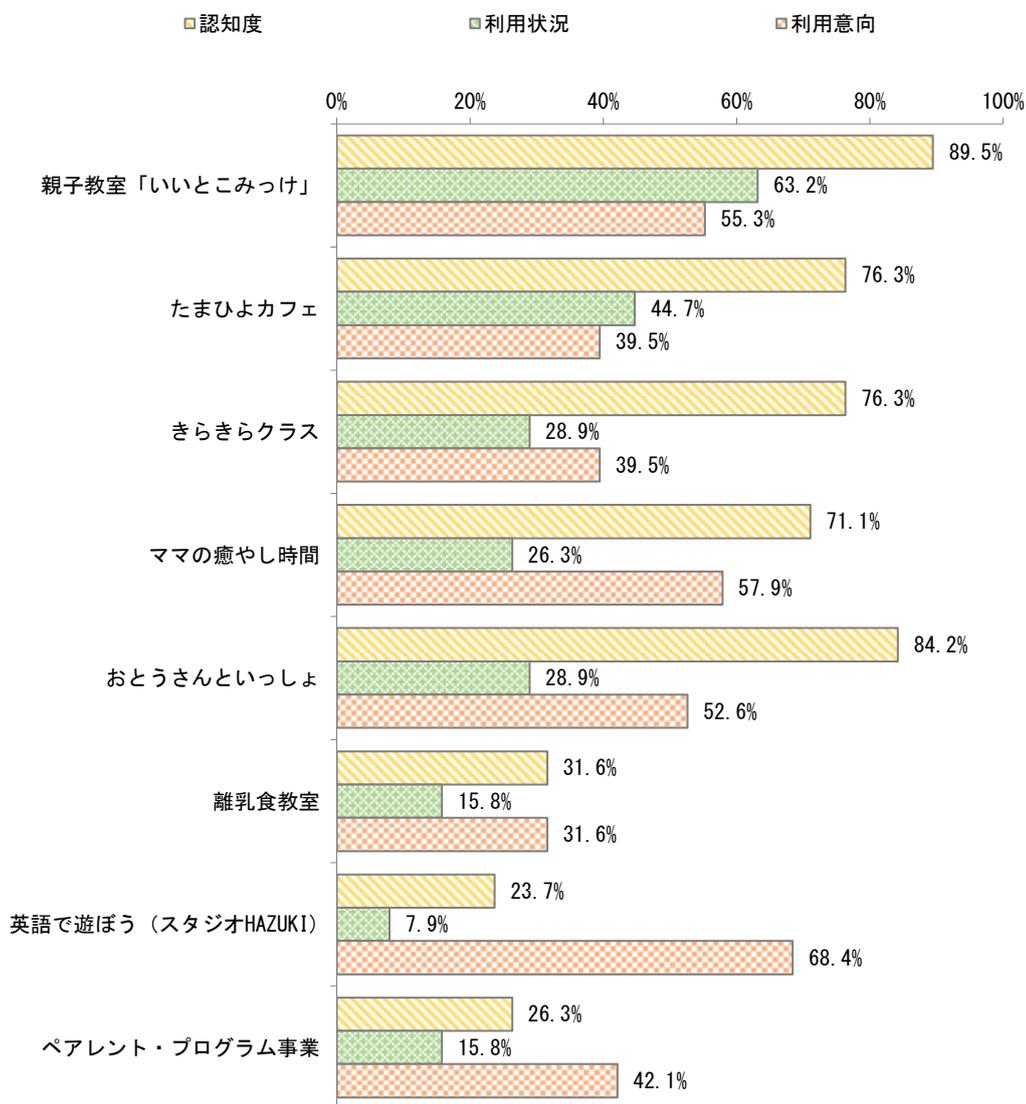
⑧ 今後どのような教育・保育事業を利用したいか (就学前児童保護者調査結果)  
「保育所」が73.7%で最も高く、次いで、「ファミリー・サポート・センター」36.8%、「幼稚園」、「認定こども園」26.3%となっています。

(n=38)



- ⑨ 地域の子育て支援事業の認知度、利用経験、利用意向（就学前児童保護者）
- 認知度については、「親子教室『いいとこみっけ』」が89.5%で最も高くなっています。
- 利用経験については、「親子教室『いいとこみっけ』」が63.2%で最も高くなっています。
- 利用意向については、「英語で遊ぼう（スタジオ HAZUKI）」が68.4%で最も高くなっています。

(n=38)

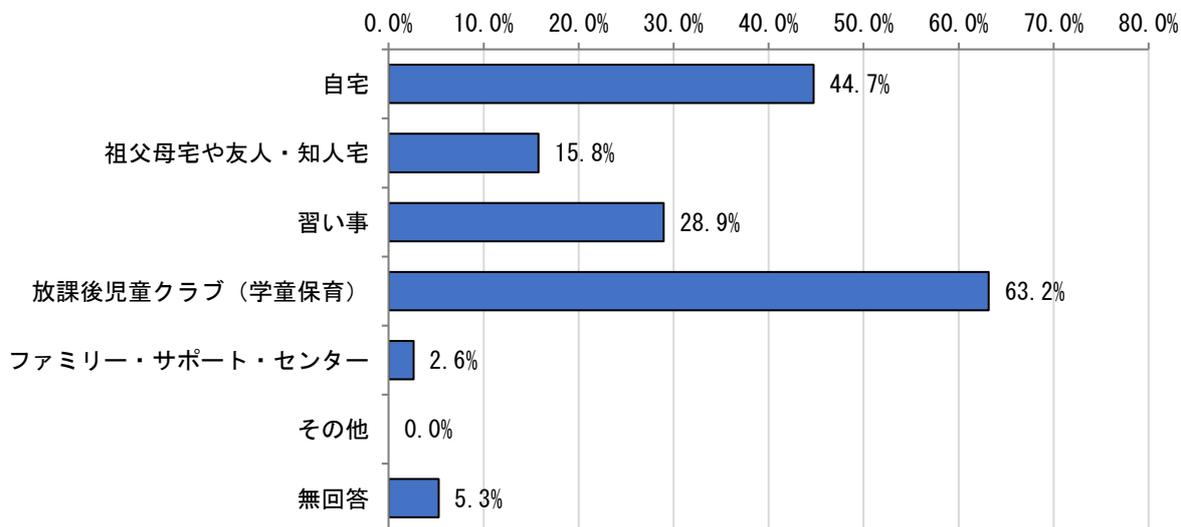


⑩ 小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童保護者調査結果）

ア) 小学校低学年（小学1～3年）時（複数回答）

「放課後児童クラブ」が63.2%となっています。

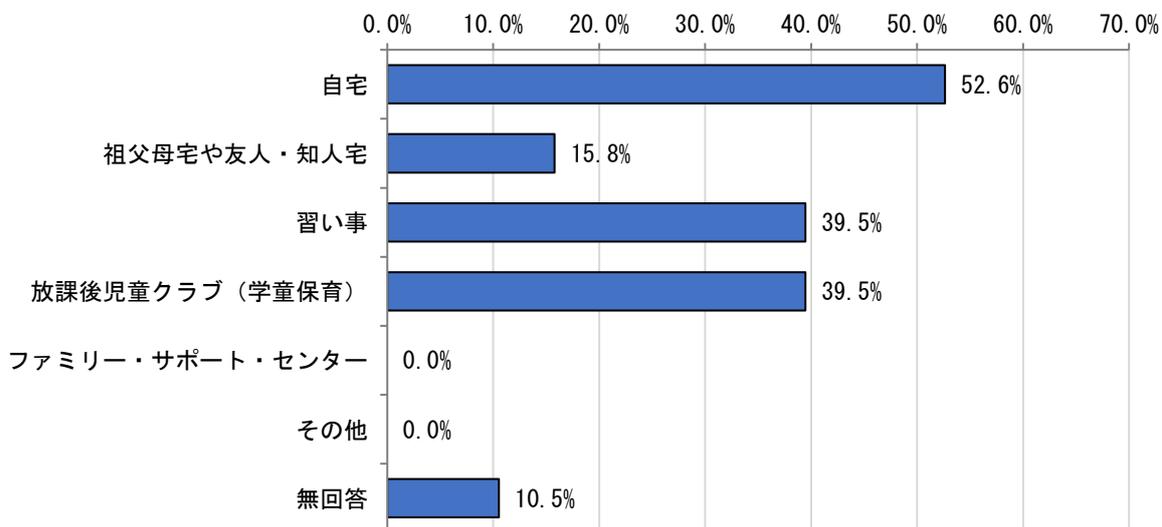
(n=38)



イ) 小学校高学年（小学4～6年）時（複数回答）

「放課後児童クラブ」が39.5%となっています。

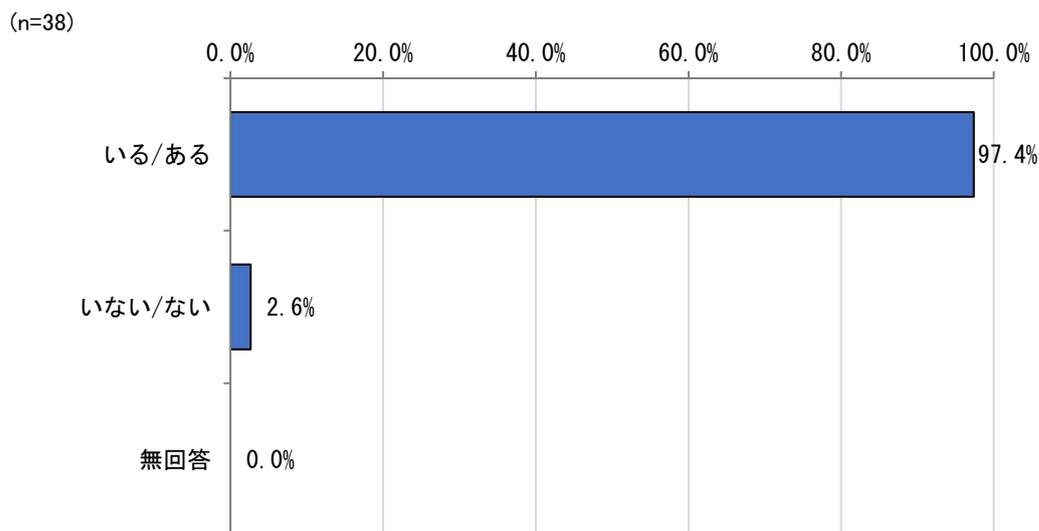
(n=38)



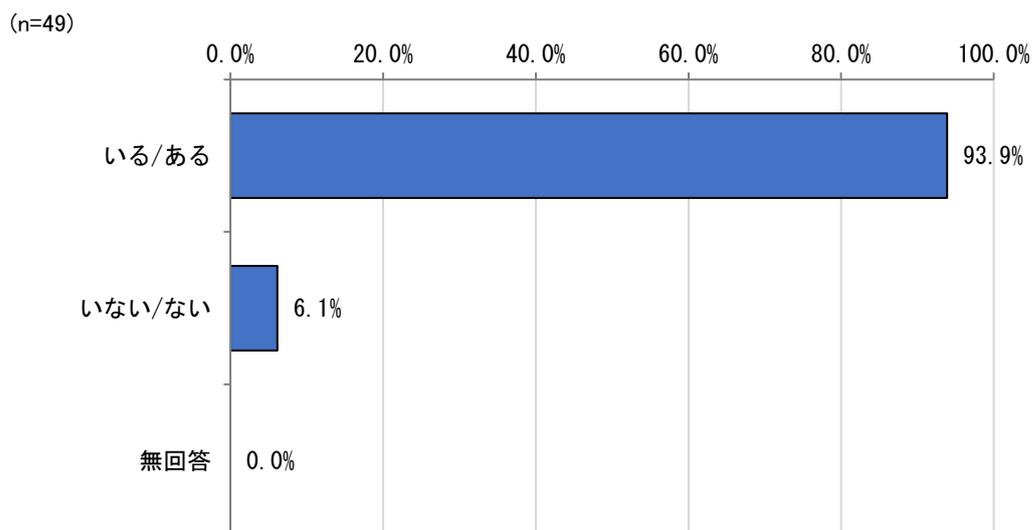
## ⑪ 子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所があるか

「いる/ある」が、就学前児童保護者 97.4%、小学生保護者 93.8%である一方、「いない/ない」が、就学前児童保護者 2.6%、小学生保護者 6.1%となっています。

## 【就学前児童保護者】



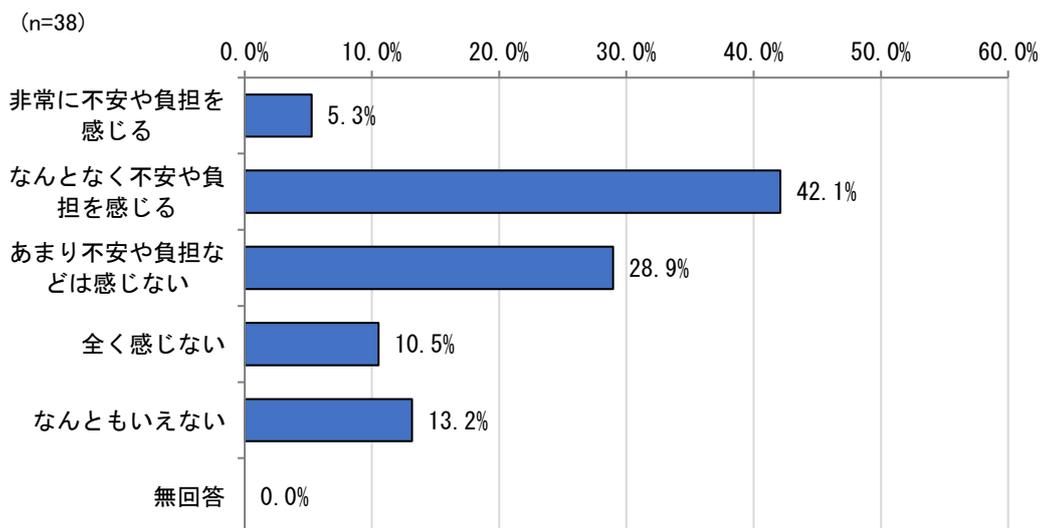
## 【小学生保護者】



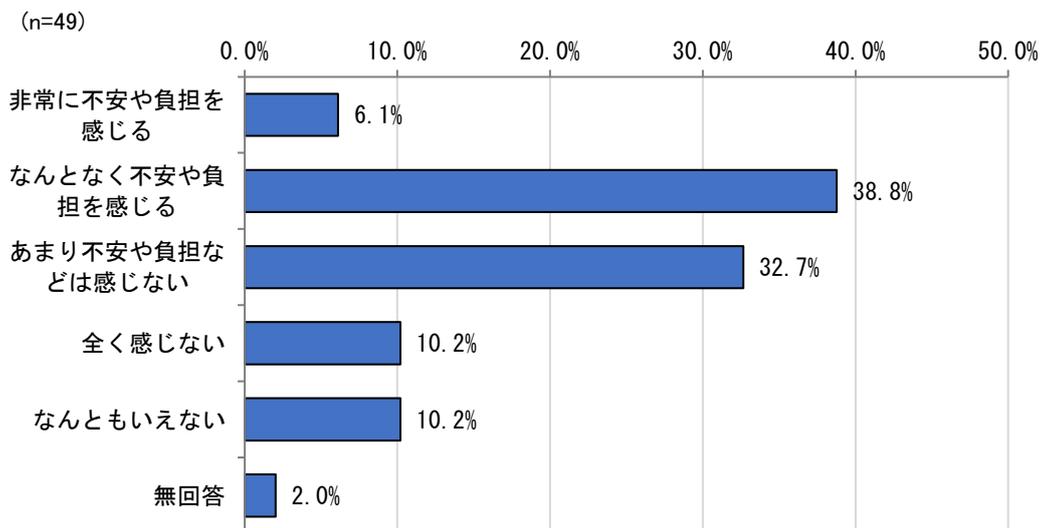
⑫ 子育てに関する不安感や負担感の有無

「なんとなく不安や負担を感じる」と「非常に不安や負担を感じる」の割合の合計は、就学前児童保護者 47.4%、小学生保護者 44.9%となっています。

【就学前児童保護者】



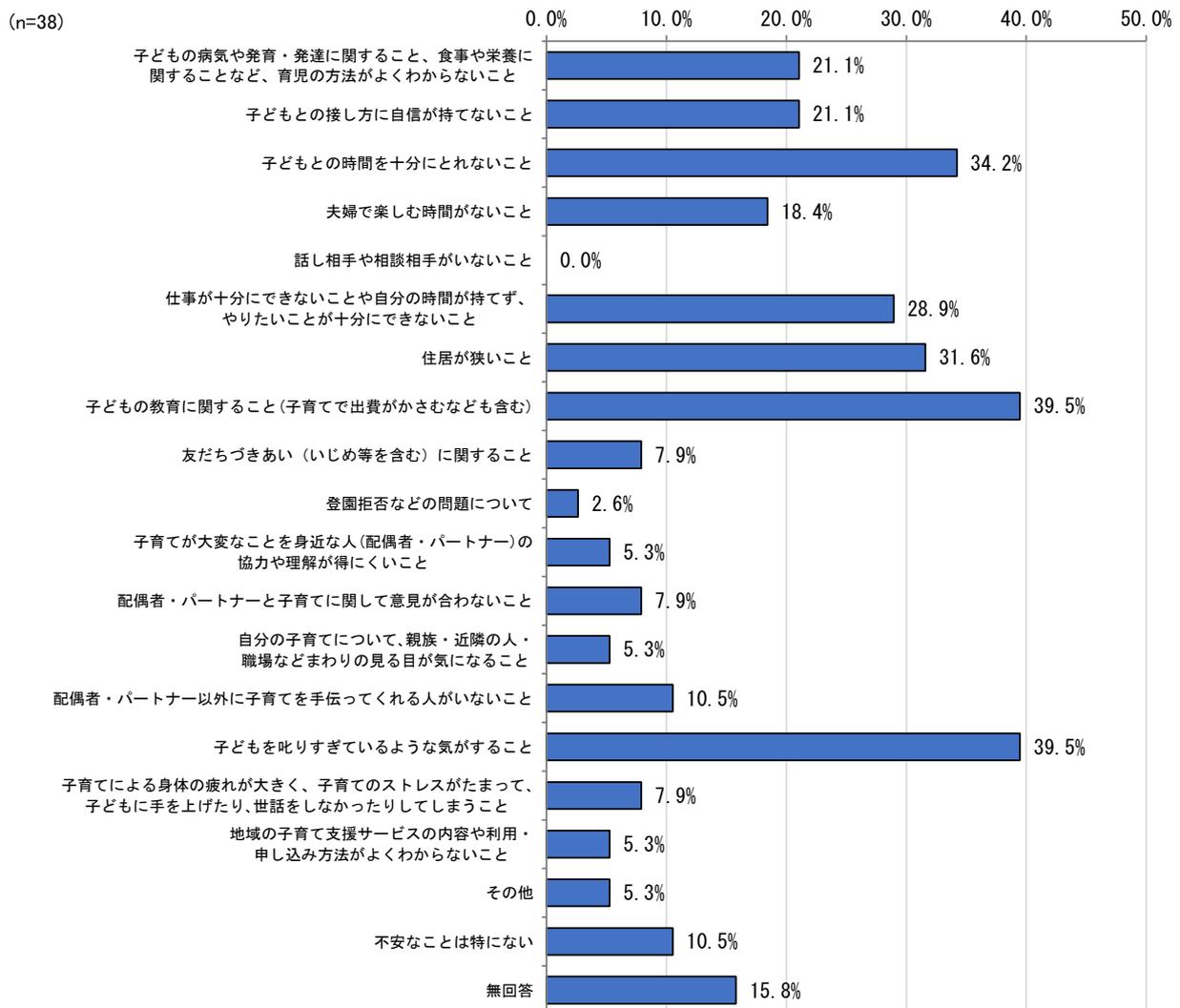
【小学生保護者】



## ⑬ 子育てに関して日常悩んでいること（複数回答）

就学前児童保護者については、「子どもの教育に関すること(子育てで出費がかさむなども含む)」、「子どもを叱りすぎているような気がすること」が39.5%で最も高く、次いで「子どもとの時間を十分にとれないこと」34.2%、「住居が狭いこと」31.6%となっています。

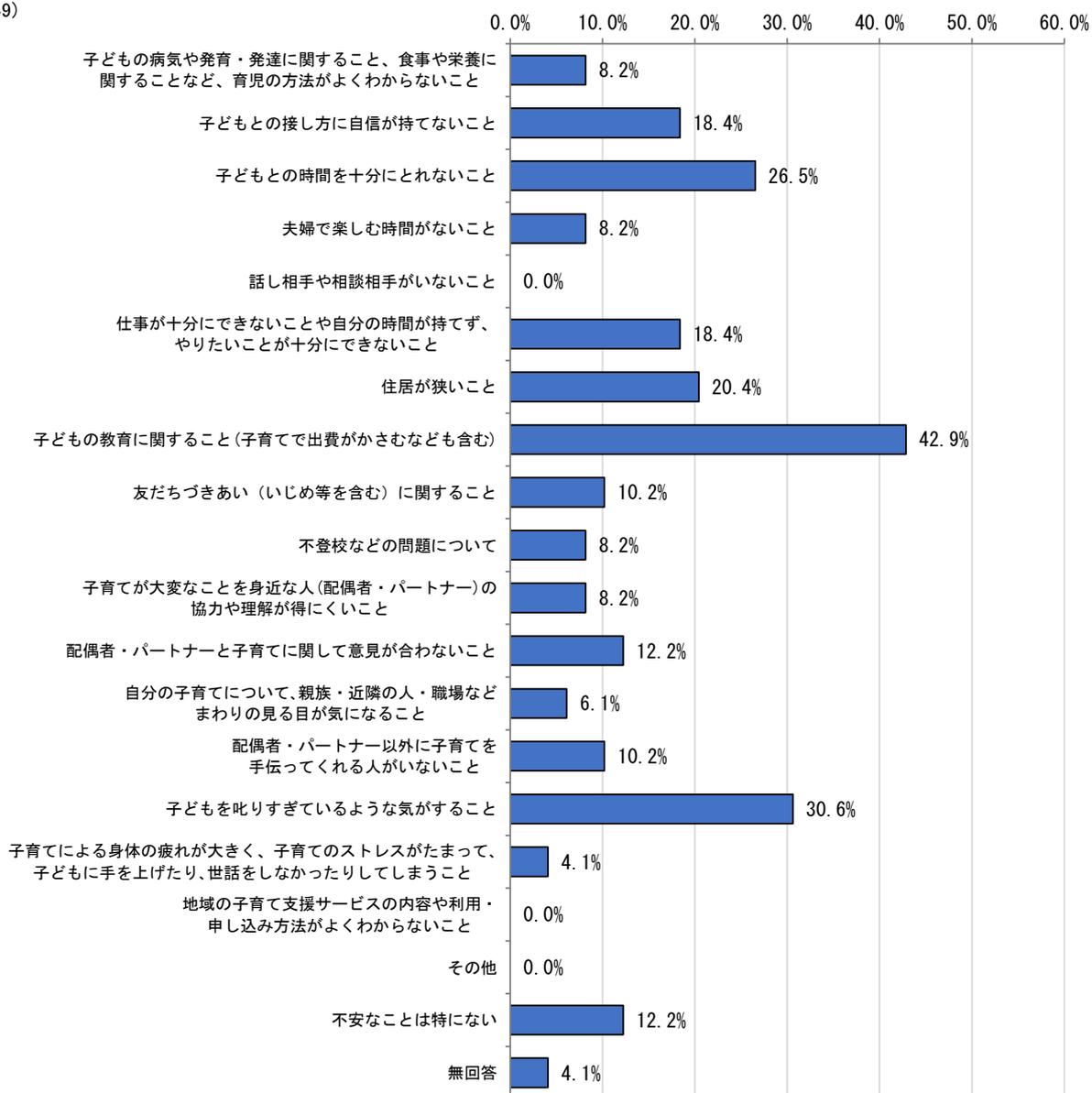
## 【就学前児童保護者】



小学生保護者については、「子どもの教育に関すること(子育てで出費がかさむなども含む)」が42.9%で最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」と30.6%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」26.5%となっています。

【小学生保護者】

(n=49)

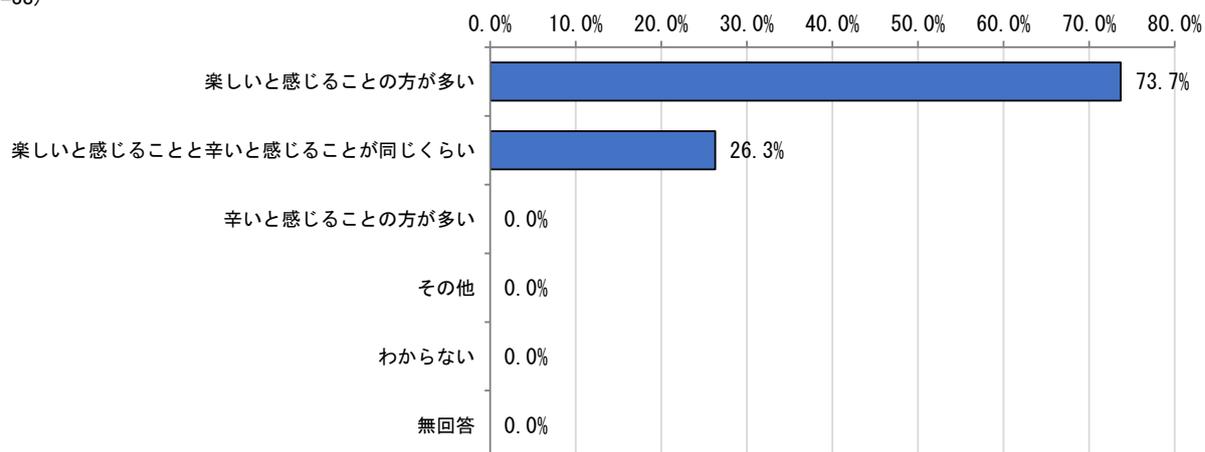


## ⑭ 子育ての状況

「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」と「辛いと感じることの方が多し」の割合の合計は、就学前児童保護者 26.3%、小学生保護者 24.4%となっています。

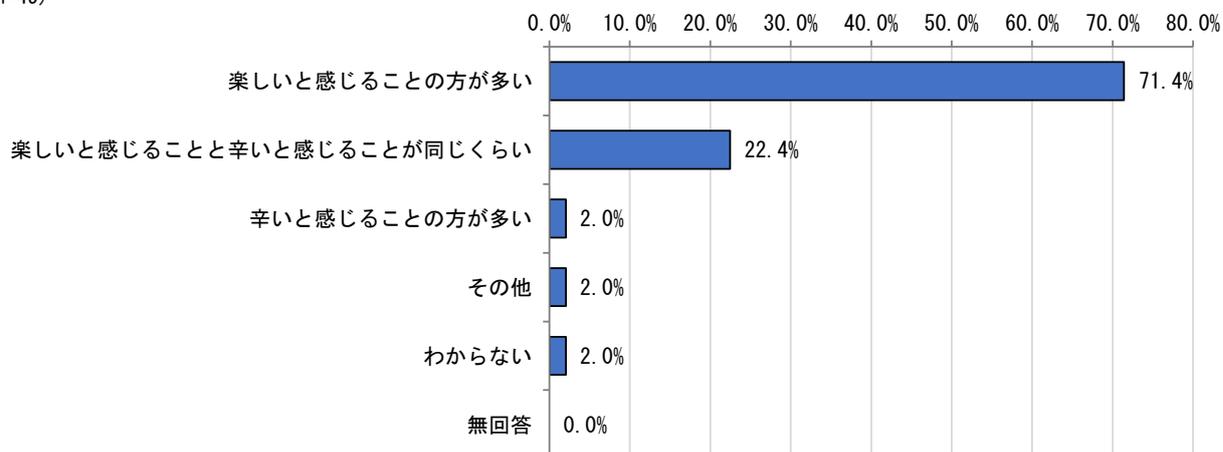
## 【就学前児童保護者】

(n=38)



## 【小学生保護者】

(n=49)

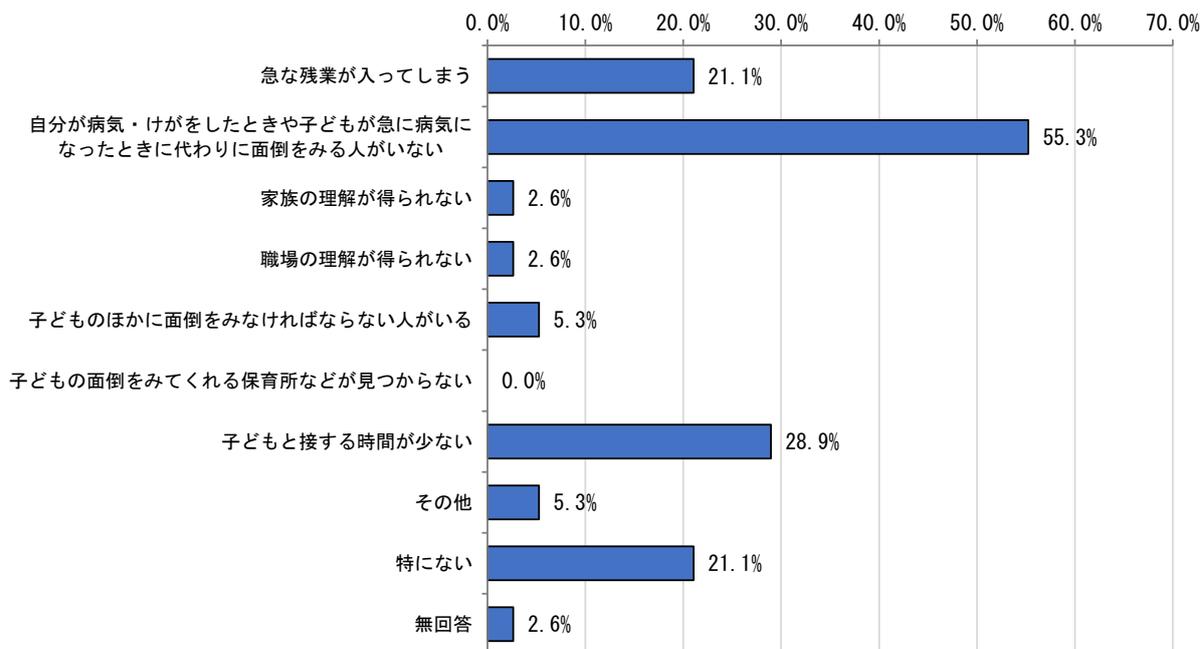


⑮ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること（複数回答）

就学前児童保護者、小学生保護者のいずれも「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに面倒をみる人がいない」が最も高くなっています。

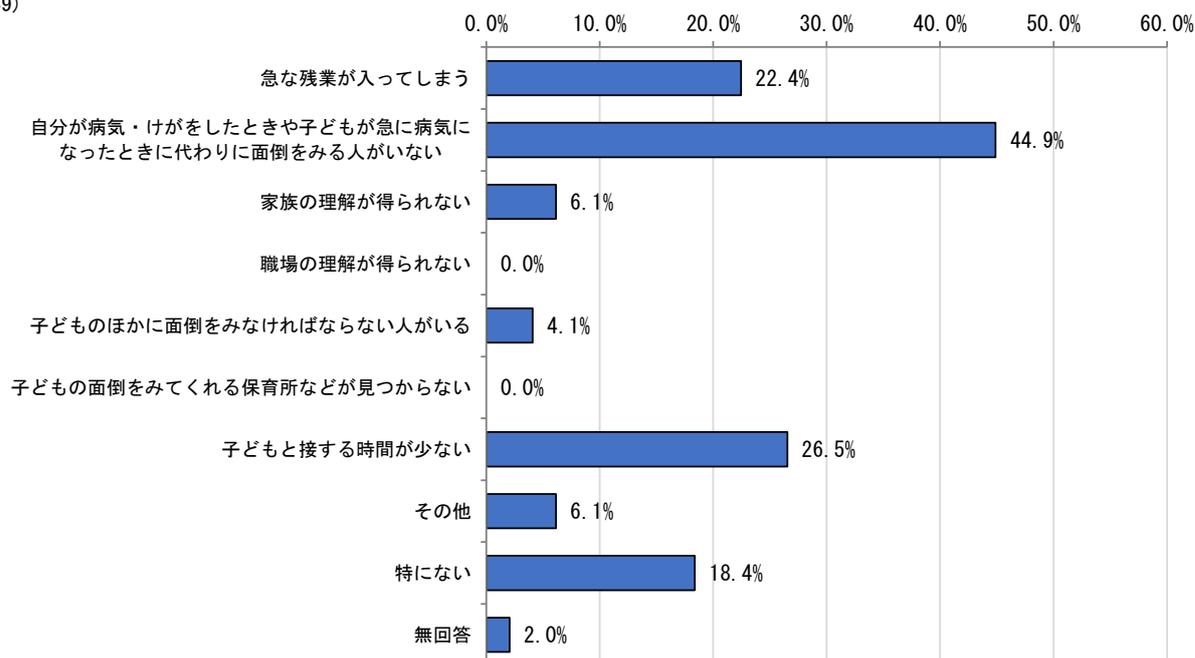
【就学前児童保護者】

(n=38)



【小学生保護者】

(n=49)

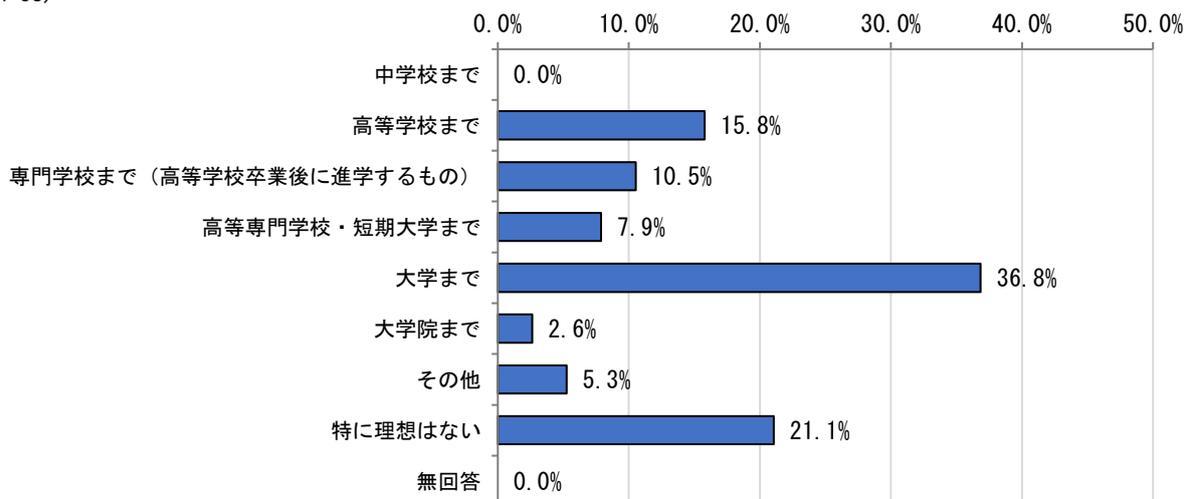


⑩ 理想のお子さんの進路、現実のお子さんの進路、そのように考える理由  
 ア) 理想のお子さんの進路

「大学まで」の割合は、就学前児童保護者 36.8%、小学生保護者 44.9%となっています。

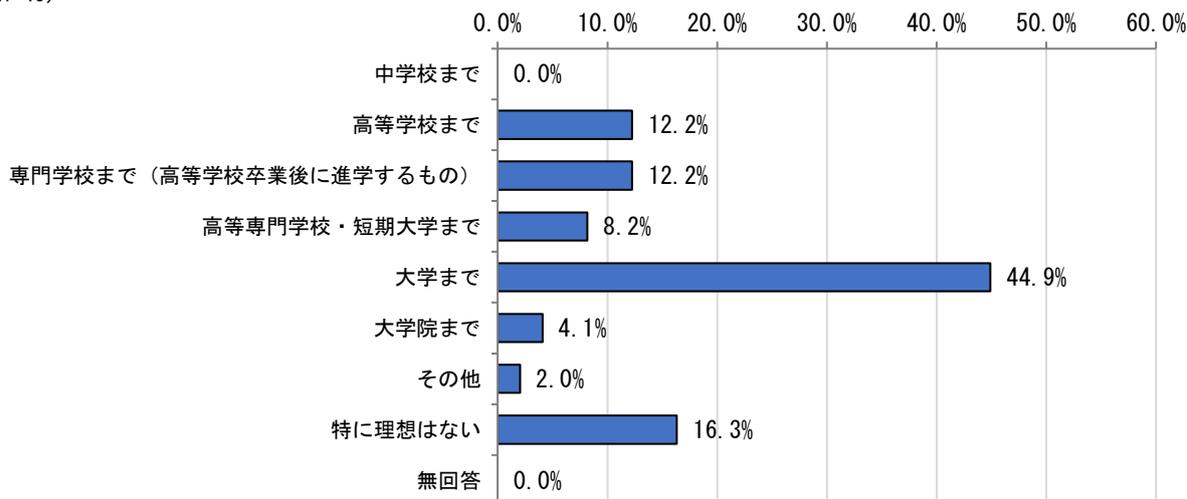
【就学前児童保護者】

(n=38)



【小学生保護者】

(n=49)

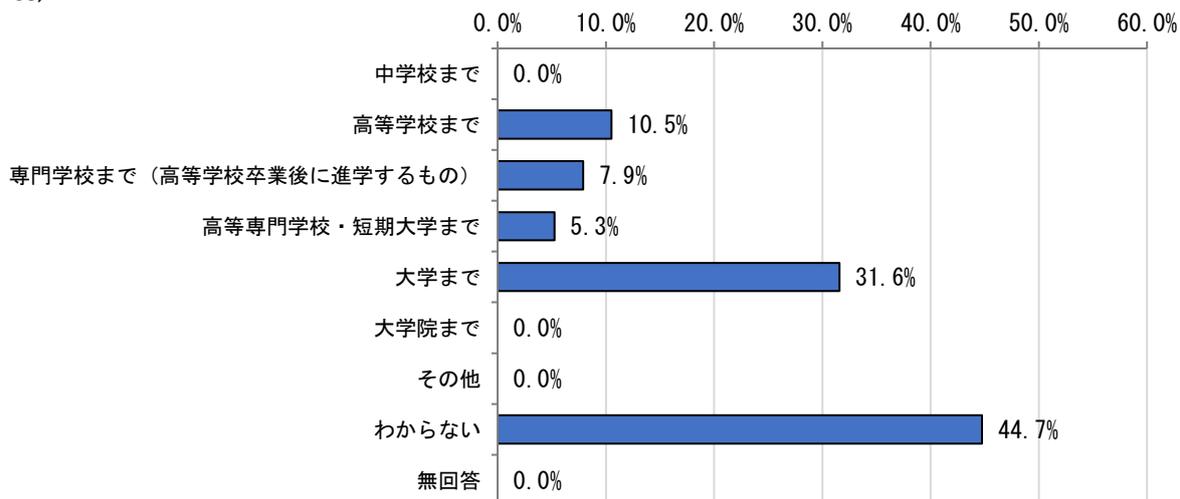


イ) 現実的なお子さんの進路

「大学まで」の割合は、就学前児童保護者 31.6%、小学生保護者 30.6%となっています。

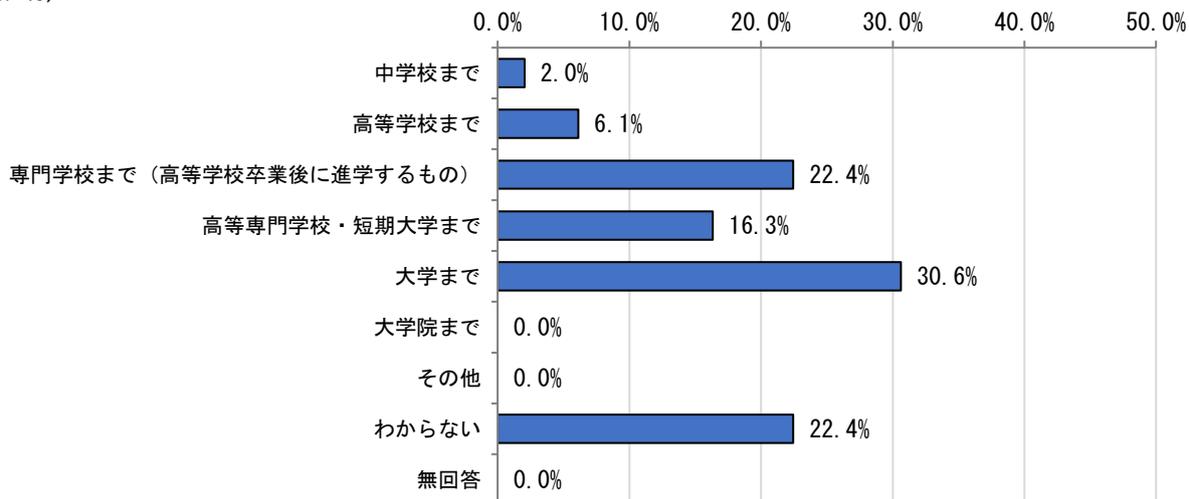
【就学前児童保護者】

(n=38)



【小学生保護者】

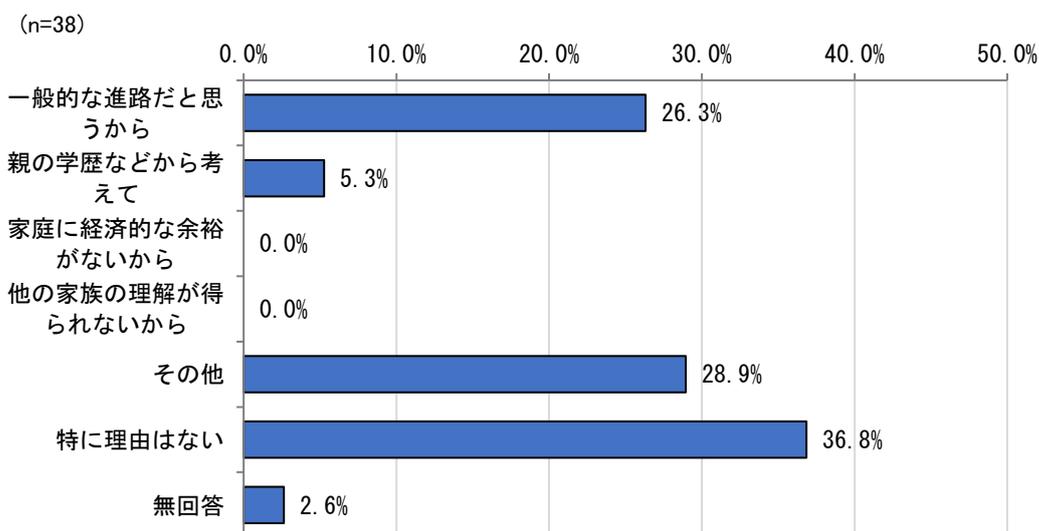
(n=49)



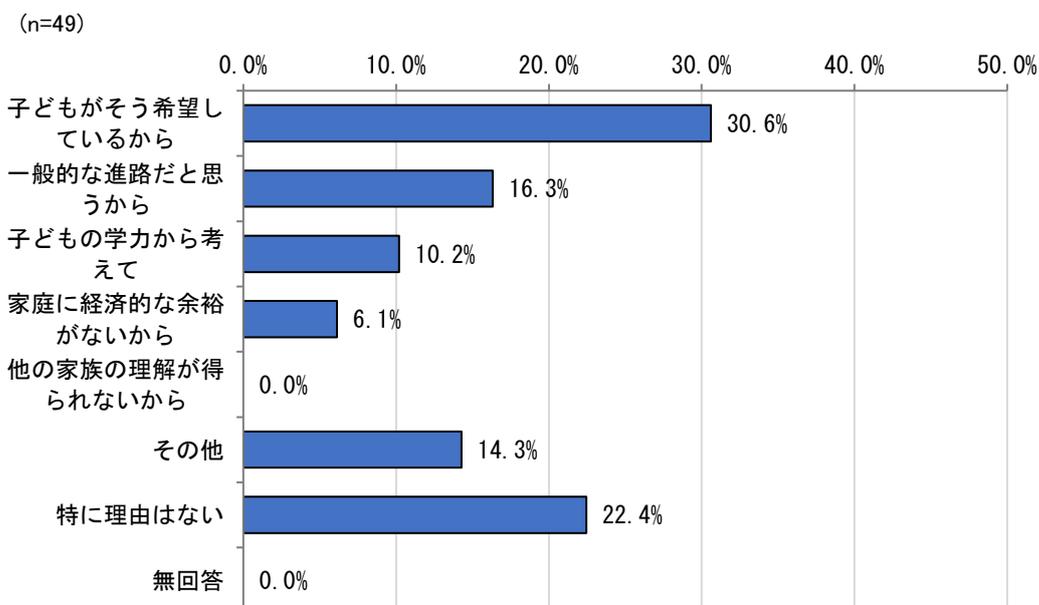
ウ) お子さんの進路をそのように考える理由

「家庭に経済的な余裕がないから」の割合は、就学前児童保護者 0%、小学生保護者 6.1%となっています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

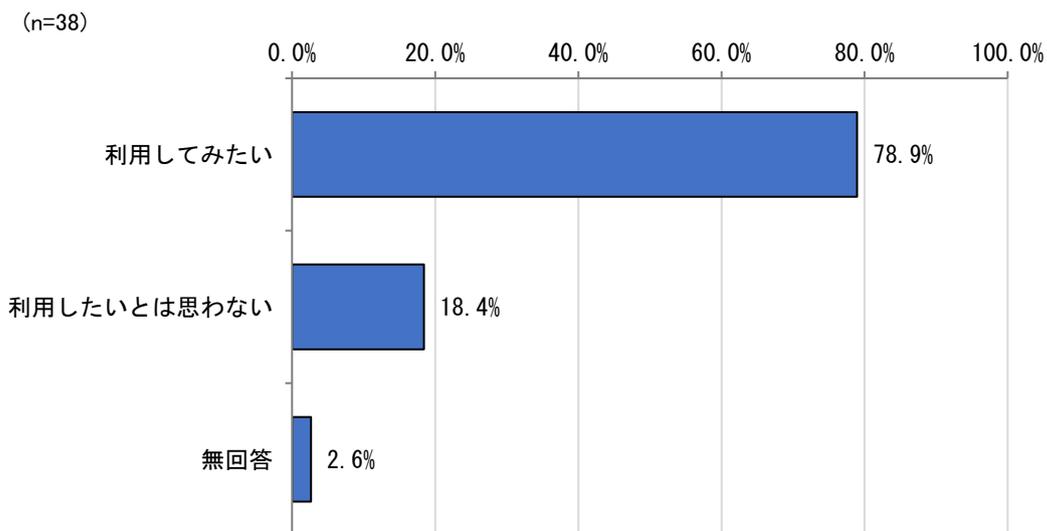


⑰ 「子ども食堂」について

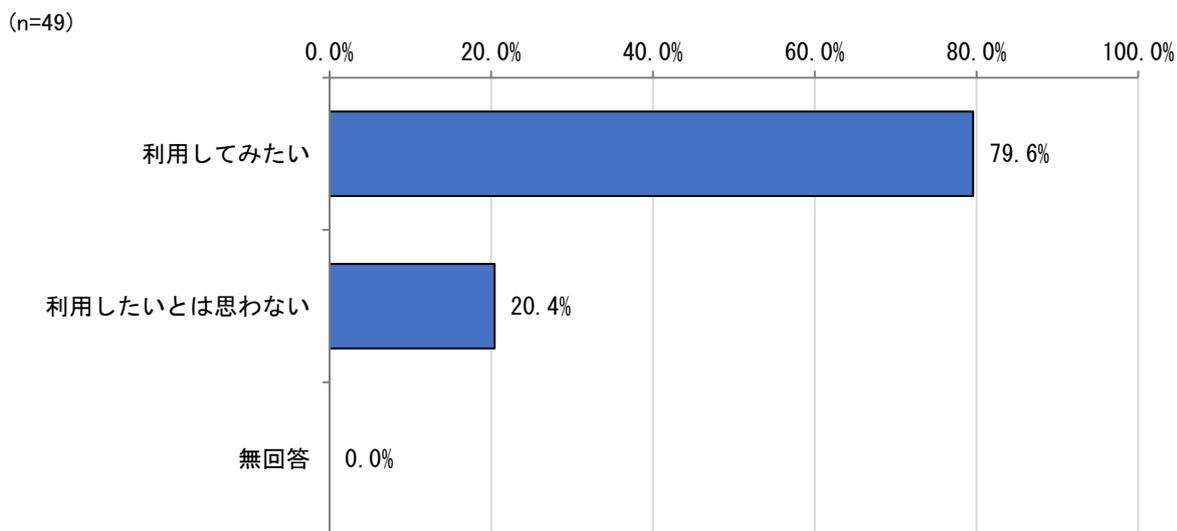
ア) 本村で「子ども食堂」を実施した場合、利用したいか

「利用してみたい」の割合は、就学前児童保護者 78.9%、小学生保護者 79.6%となっています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

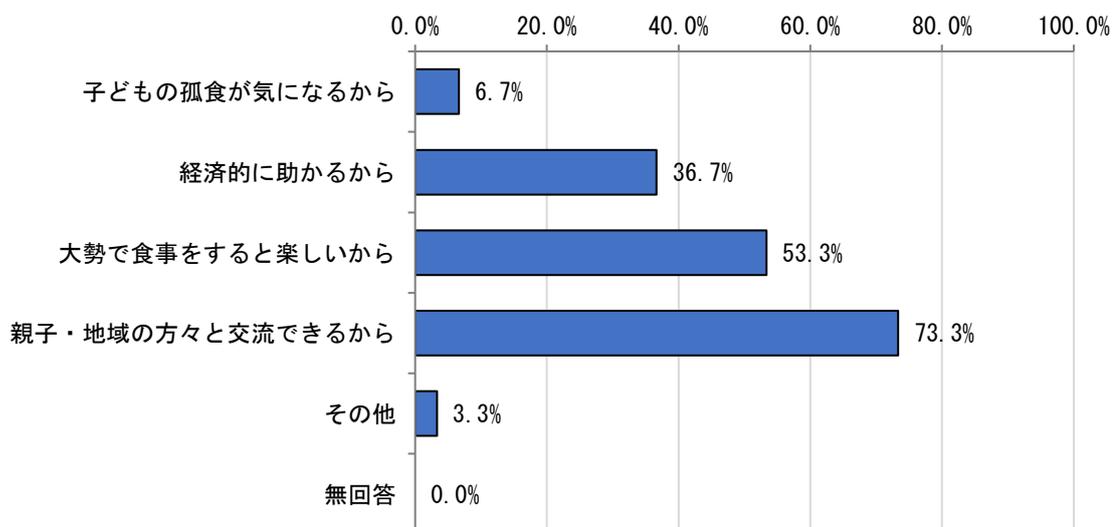


イ) 「子ども食堂」を利用したい理由

就学前児童保護者、小学生保護者のいずれも「親子・地域の方々と交流できるから」が最も高くなっています。

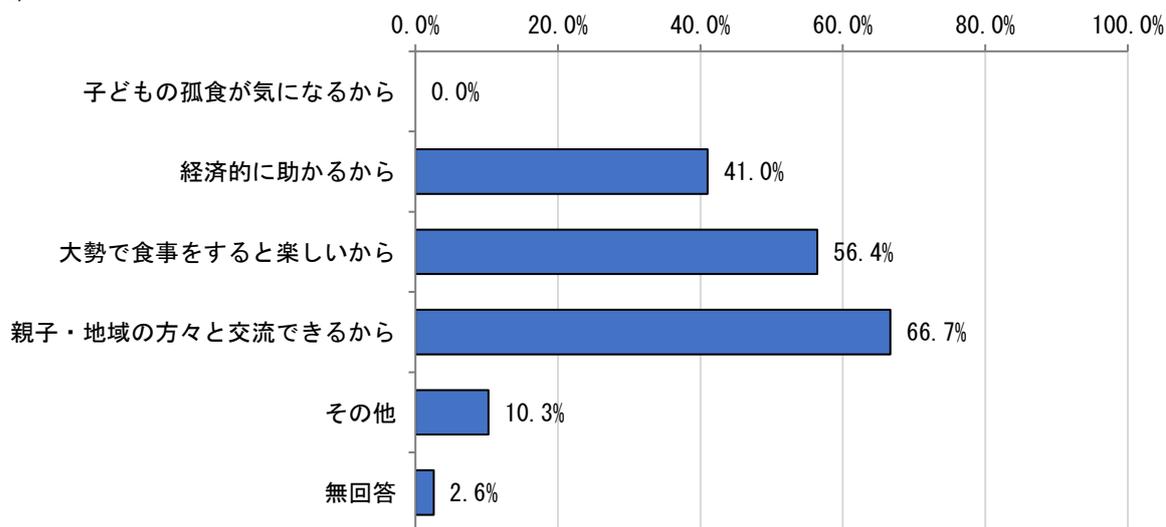
【就学前児童保護者】

(n=30)



【小学生保護者】

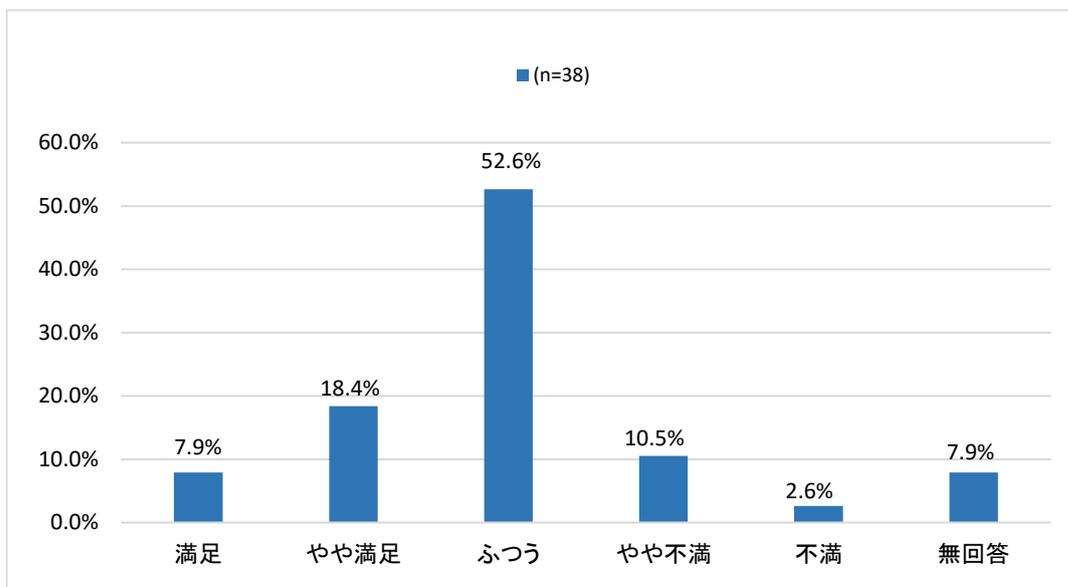
(n=39)



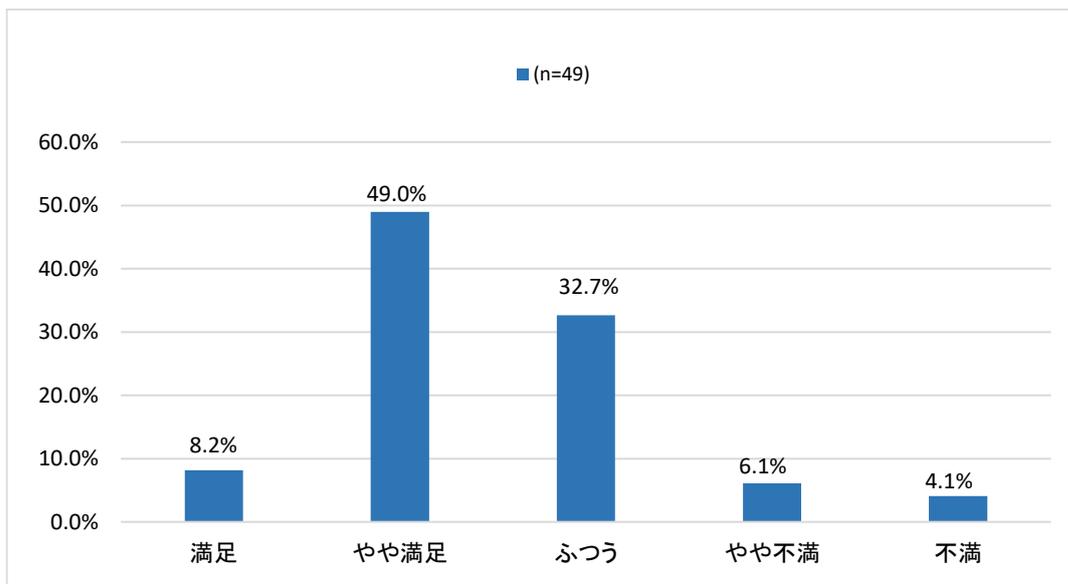
⑱ 本村の子育て環境や支援への満足度

満足している人の割合（「満足」と「やや満足」の合計）は、就学前児童保護者 26.3%、小学生保護者 57.2%となっています。

【就学前児童保護者】



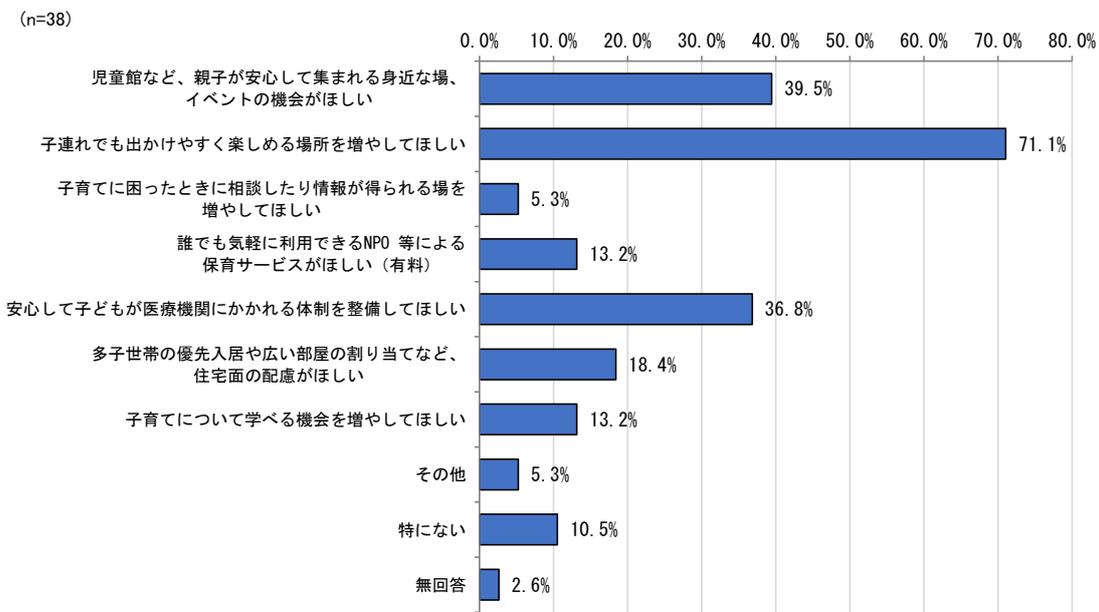
【小学生保護者】



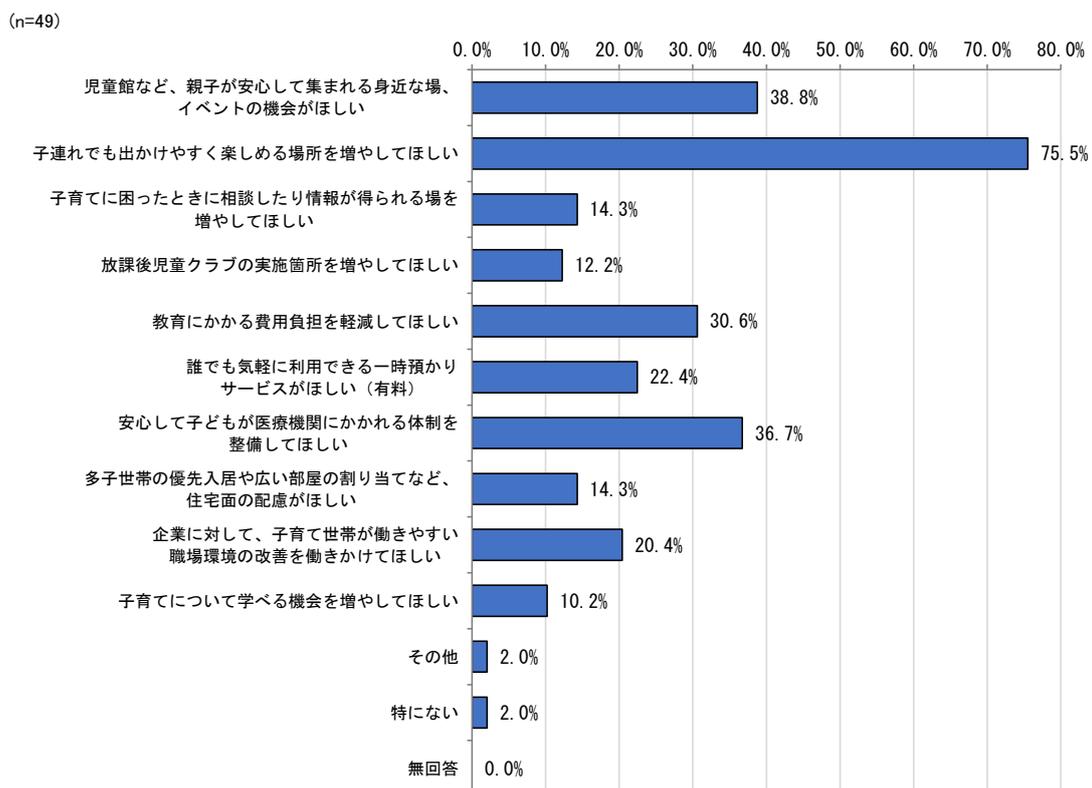
⑨ 充実を図ってほしい子育て支援策（複数回答）

就学前児童保護者、小学生保護者のいずれも「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も高くなっています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】



## 第3章 第2期計画の実施状況

### 1 見込み及び実績の状況

#### (1) 教育・保育の実施状況（実績は各年4月1日現在の認定者数）

年度	項目	1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1・2歳	合計
令和2年度	計画	2人	39人	5人	25人	30人
	実績	0人	35人	4人	13人	17人
	差異（実績-計画）	▲2人	▲4人	▲1人	▲12人	▲13人

令和3年度	計画	2人	41人	5人	18人	23人
	実績	0人	46人	1人	15人	16人
	差異（実績-計画）	▲2人	▲5人	▲4人	▲3人	▲7人

令和4年度	計画	2人	34人	5人	21人	26人
	実績	0人	42人	1人	19人	20人
	差異（実績-計画）	▲2人	8人	▲4人	▲2人	▲6人

令和5年度	計画	2人	33人	5人	21人	26人
	実績	0人	46人	2人	13人	15人
	差異（実績-計画）	▲2人	13人	▲3人	▲9人	▲12人

令和6年度	計画	1人	25人	4人	20人	24人
	実績	0人	32人	0人	14人	14人
	差異（実績-計画）	▲1人	7人	▲4人	▲6人	▲10人

※1号認定：定期的な保育の必要がなく、教育のみを希望する3歳から小学校入学前までの子ども

※2号認定：保育が必要な要件に該当し、定期的な保育を希望する、3歳から小学校入学前までの子ども

※3号認定：保育が必要な要件に該当する、0歳から2歳までの子ども

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

※地域子ども・子育て支援事業については、延べ人数を「人日」、実人数を「人」と表記しています。

## ① 利用者支援事業

## ア) 基本型・特定型

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
実 績	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

※村単独事業として、子育て世代包括支援センターで対応

## イ) 母子保健型

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
実 績	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

## ② 地域子育て支援拠点事業

月間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	160 人日	160 人日	160 人日	160 人日
実 績	113 人日	142 人日	175 人日	101 人日
差異（実績-計画）	▲47 人日	▲18 人日	15 人日	▲59 人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

## ③ 妊婦健康診査事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	-	-	-	-
実 績	12 人	14 人	9 人	8 人
差異（実績-計画）	-	-	-	-

④ 乳児家庭全戸訪問事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	8人	8人	8人	8人
実 績	6人	7人	6人	6人
差異（実績-計画）	▲2人	▲1人	▲2人	▲2人

⑤ 養育支援訪問事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	10人	10人	10人	10人
実 績	7人	7人	7人	7人
差異（実績-計画）	▲3人	▲3人	▲3人	▲3人

⑥ 子育て短期支援事業

ア) ショートステイ

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	8人日	8人日	8人日	8人日
実 績	0人日	0人日	0人日	0人日
差異（実績-計画）	▲8人日	▲8人日	▲8人日	▲8人日

イ) トワイライトステイ

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	1人日	1人日	1人日	1人日
実 績	0人日	0人日	0人日	0人日
差異（実績-計画）	▲1人日	▲1人日	▲1人日	▲1人日

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	60人日	60人日	60人日	60人日
実 績	0人日	0人日	0人日	0人日
差異（実績-計画）	▲60人日	▲60人日	▲60人日	▲60人日

## ⑧ 一時預かり事業

## ア) 幼稚園型

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0人日	0人日	0人日	0人日
実 績	0人日	0人日	0人日	0人日
差異（実績-見込み）	0人日	0人日	0人日	0人日

## イ) 幼稚園型以外

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	240人日	240人日	240人日	240人日
実 績	0人日	0人日	0人日	0人日
差異（実績-見込み）	▲240人日	▲240人日	▲240人日	▲240人日

## ⑨ 延長保育事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	19人	18人	17人	18人
実 績	0人	0人	0人	0人
差異（実績-計画）	▲19人	▲18人	▲17人	▲18人

## ⑩ 病児保育事業

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	200人日	200人日	200人日	200人日
実 績	0人日	0人日	0人日	0人日
差異（実績-計画）	▲200人日	▲200人日	▲200人日	▲200人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	0か所	0か所	0か所	0か所

⑪ 放課後児童健全育成事業

年間実人数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	1年生	2人	6人	3人	2人
	2年生	3人	3人	6人	3人
	3年生	2人	3人	1人	1人
	4年生	0人	0人	0人	0人
	5年生	0人	0人	0人	0人
	6年生	0人	0人	0人	0人
	合計	7人	12人	10人	6人
実 績	1年生	0人	12人	5人	5人
	2年生	0人	1人	11人	8人
	3年生	0人	4人	2人	7人
	4年生	0人	3人	1人	1人
	5年生	0人	4人	2人	1人
	6年生	0人	1人	2人	2人
	合計	0人	25人	23人	24人
差異（実績-計画）		0人	13人	13人	18人

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	1か所	1か所	1か所	1か所

## 2 基本目標ごとの主な事業・取組の実施状況

## 基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

## 1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援

## 【主な事業・取組の実施状況】

母子健康手帳の交付（保健福祉課）				
概要	保健師より妊娠・出産のパンフレット配布や妊娠中の過ごし方等の説明を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数	7件	9件	4件	5件

満11週以内の妊娠届出（保健福祉課）				
概要	妊娠11週以内で妊娠届出率100%を目標とする。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
届出人数	7人	8人	4人	4人
届出率	100.0%	88.9%	100.0%	80.0%

子育て世代包括支援センター（保健福祉課）				
概要	妊娠期から子育て期（主として就学前）までの切れ目のない支援のために「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるように、きめ細やかな相談支援を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所

妊婦健康診査（保健福祉課）				
概要	妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数	12人	14人	9人	8人
延べ人数	73人	119人	45人	76人

妊娠歯科検診事業（保健福祉課）				
概要	妊娠中はつわりなどの体調の変化で丁寧な歯みがきが難しく、ホルモンのバランスや食生活も変化するため、歯周炎やむし歯が進行しやすい時期であり、口腔内を清潔に保つために日常の口腔ケアに加えて妊娠安定期（おおむね4～8か月）に歯科検診の助成を行い、口腔内の環境を整える。（令和元年度から開始）			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診人数	4人	6人	1人	1人

ハイリスク妊産婦出産支援事業（保健福祉課）				
概要	妊産婦の経済的及び精神的負担の軽減を図り子どもを生き育てやすい環境づくりを推進するために、妊産婦又は新生児が島外の医療機関で治療等を受ける必要がある場合に必要な交通費等の一部を助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	1件	0件	0件	0件

産前・産後サポート事業（保健福祉課）				
概要	<p>子育て世代包括支援センターの利用者で身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断された妊産婦等を対象に、主にアウトリート（訪問）型とデイサービス（教室）型を提供し、利用者に寄り添い相談に乗り、孤立感や育児の不安の軽減を図る。</p> <p>妊婦及び月齢の近い児を持つ母親及び家族が集まり、専門職が不安や悩み等を傾聴し、個別相談にも対応する。また、母親同士の仲間づくりを促し交流を支援する。さらに、妊産婦が家庭や地域における孤立感を軽減し（孤立感の解消）、安心して妊娠期を過ごし育児に臨めるようサポートする。</p>			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型実人数	3人	6人	3人	6人
訪問型延べ人数	6人	9人	3人	12人
教室型実人数	17人	7人	8人	11人
教室型延べ人数	40人	26人	44人	24人

産婦・新生児訪問（保健福祉課）				
概要	産後の母親や赤ちゃんの健康状態を確認し育児に関するアドバイスや母親の心身の状態をサポートするために助産師や保健師が訪問する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数	17人	16人	9人	16人
延べ人数	27人	31人	23人	21人

産婦健康診査事業（保健福祉課）				
概要	産後のうつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の費用を助成し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備する。			
産後2週間				
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	8人	9人	5人	7人
受診者数	5人	3人	5人	7人
産後1か月				
対象者数	8人	9人	5人	7人
受診者数	8人	9人	4人	6人

産後ケア事業（保健福祉課）				
概要	家族等から十分な育児等の援助が受けられない産婦及びその子で、心身の不調又は育児不安がある者、その他の支援が必要と認められる者を対象に、マミーズ・ケア事業としてアウトリート（訪問）型を中心に母親の身体的回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、母親の話を傾聴する等の身体的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係機関、地域で育児をしていく上での必要な社会資源の紹介等を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実人数	2人	3人	3人	1人
年間延べ人数	4人	4人	6人	1人

新生児聴覚検査事業（保健福祉課）				
概要	聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合は聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育が図られるよう、全ての新生児を対象として聴覚検査を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	6人	7人	5人	6人
受診者数	6人	7人	5人	6人
受診率	100%	100%	100%	100%

子育て広場（きらきらクラス）（保健福祉課）				
概要	保育所に通っていない親子のサロン。親子遊びや季節に合わせたイベント等を開催し母子相談の実施。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数	-	19人	9人	11人
延べ人数	-	86人	98人	67人

親子教室いいところみつけ（にこにこ・わくわく・のびのびクラス）（保健福祉課）				
概要	親子で一緒に参加し、親子の絆を深めることや子どもの健やかな成長を支援する。また親が他の親と交流することで育児の悩みを共有したり子育てに関する情報交換の場として実施。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数	39人	28人	29人	19人
延べ人数	113人	56人	77人	34人

乳幼児医療費助成（保健福祉課）				
概要	乳幼児の健康保持増進を図るため、0歳から15歳までの医療費の助成を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数	198人	196人	197人	198人

乳幼児健診（保健福祉課）				
概要	3～4か月児、7～8か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳6か月児を対象に奇数月に年6回、5歳児に年1回、集団健診を実施する。また、8～11か月児は医療機関に委託し、個別健診を実施する。			
3～4か月児健診				
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	13人	7人	6人	8人
受診率	100%	100%	100%	100%
7～8か月児健診				
受診者数	16人	5人	10人	3人
受診率	100%	100%	100%	100%
9～11か月児健診（医療機関委託）				
受診者数	8人	5人	4人	3人
受診率	100%	100%	50%	60%
1歳児（お誕生）健診				
受診者数	15人	12人	8人	4人
受診率	100%	100%	88.9%	100%
1歳6か月児健診				
受診者数	8人	18人	6人	4人
受診率	100%	100%	100%	100%
2歳児歯科検診				
受診者数	8人	18人	6人	4人
受診率	100%	100%	100%	100%
2歳6か月児歯科検診				
受診者数	15人	6人	20人	7人
受診率	93.8%	100%	100%	100%
3歳6か月児健診				
受診者数	19人	11人	6人	22人
受診率	100%	100%	100%	100%
5歳児健診				
受診者数	14人	9人	24人	5人
受診率	100%	100%	100%	100%

## 2 地域における子育ての支援

### 【主な事業・取組の実施状況】

へき地保育所（保健福祉課）				
概要	交通条件などに恵まれない地域において保育を要する地域児童の福祉増進を図るため、へき地保育所の運営を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童数	8人	8人	5人	4人

## 基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

### 【主な事業・取組の実施状況】

シマツ子体験学習 in 宇検村（教育委員会）				
概要	村の自然環境などの素晴らしさを誇りに思い、村外へ発信できる人材に育ててほしいという思いのほか、体験学習を通して郷土への理解を深めることを目的とする。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	実施なし（コロナ禍）	実施なし（コロナ禍）	36人	実施なし（コロナ禍）

親子山村留学制度（教育委員会）				
概要	名柄校・阿室校の存続及び児童生徒の交流活動の活性化などを目的に親子山村留学を募集する。児童生徒1人当たり月3万円、1年目家賃7,500円を支給する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人数	8人	8人	9人	9人
支給世帯数	7世帯	7世帯	7世帯	7世帯
家賃補助世帯数	1世帯	1世帯	2世帯	2世帯

英検受検助成（教育委員会）				
概要	村内小中学校児童生徒の英語力向上を目的に、英検を受検する際、年間3回まで受験料を助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合格者数	24人	39人	25人	30人

給食費補助（教育委員会）				
概要	村内小中学校児童生徒の給食費を全額補助する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数	115人	123人	129人	134人

テーブルマナー教室（教育委員会）				
概要	礼法を知った上で社会に出すことを目的に、村内中学校3年生を対象に奄美観光ホテルで洋食のマナーを学ぶ機会を設ける。食事代は村が補助する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数	16人	17人	27人	26人
子どもの数	9人	10人	9人	9人

親子茶道教室（教育委員会）				
概要	親子で茶道を楽しく学び、豊かな感性を育むとともに、日本独自の伝統文化にふれる機会として実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数	20人	35人	31人	37人
子どもの数	11人	20人	17人	22人

### 基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

#### 【主な事業・取組の実施状況】

発達障害児及び家族等支援事業（保健福祉課）				
概要	発達障がい児及びその家族に対する支援体制の構築を図るために、ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1回	1回	0回	0回

特別児童扶養手当（保健福祉課）				
概要	障がい児の福祉の増進を目的として、障がい児の父母若しくは養育者に対し手当を支給する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	0件	0件	0件	1件

児童扶養手当（保健福祉課）				
概要	父と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を目的として、母又は養育者に対し手当を支給する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	20件	16件	15件	14件

ひとり親家庭医療費助成（保健福祉課）				
概要	母子家庭、父子家庭等への医療費の助成を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数	47人	37人	32人	37人

#### 基本目標4 子育てを応援する環境づくり

##### 【主な事業・取組の実施状況】

出産祝い金（保健福祉課）				
概要	村内定住者を対象に、出生児1人に対し5万円を支給する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	7件	8件	4件	5件

子育て助成金（保健福祉課）				
概要	乳幼児・児童・生徒1人に対し、中学3年生まで毎年1万円を支給する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	187件	176件	183件	187件

入学祝い金（保健福祉課）				
概要	村内定住者を対象に、村内の小学校に入学する児童1人に対し5万円を支給する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	11件	20件	14件	11件

子育て住宅家賃助成（保健福祉課）				
概要	0歳～15歳（中学校卒業まで）の家庭で村営住宅に住んでいる家庭の家賃を半額助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	5件	4件	3件	3件

宇検村高校生等通学バス助成金（住民税務課）				
概要	村内に居住する高校生等で、大島本島に所在する高等学校等にバスで通学する際に助成金を交付する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	150件	72件	71件	106件

準住民用鹿児島県離島割引カード交付（企画観光課）				
概要	進学のために奄美群島外に転出した者について、宇検村在住者と同程度の航空・航路（船）運賃の割引制度適用対象とすることで、帰省時の経済的負担の軽減と修業後の奄美群島への定住促進を目的とする。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数	4件	10件	6件	5件

### 3 基本目標ごとの評価指標達成状況

#### 基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

No	項目	現状	目標	実績	状況
1	保育所待機児童数	0人	0人	0人	達成
2	子育てが楽しいと感じることの方が多い就学前児童保護者の割合	67.3%	増加	73.7%	達成
3	希望した時期に保育所を利用できた就学前児童保護者の割合	89.4%	増加	100%	達成
4	子育て環境や支援に満足している就学前児童保護者の割合	30.8%	増加	26.3%	未達成
5	満11週以内での妊娠届の届出率	83.3%	100%	80.0%	未達成
6	1歳6か月児健康診査の受診率	100%	維持	100%	達成
7	3歳6か月児健康診査の受診率	94.7%	100%	100%	達成

#### 基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

No	項目	現状	目標	実績	状況
1	子育てが楽しいと感じることの方が多い小学生保護者の割合	66.7%	増加	71.4%	達成
2	子育て環境や支援に満足している小学生保護者の割合	31.8%	増加	57.2%	達成

#### 基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

No	項目	現状	目標	実績	状況
1	子育て世代包括支援センターの設置	未設置	設置	設置	達成
2	要保護児童対策地域協議会における調整担当者の配置	配置	配置	配置	達成
3	経済的理由により子どもの進路が制約されている就学前児童保護者の割合	9.6%	減少	0%	達成
4	経済的理由により子どもの進路が制約されている小学生保護者の割合	11.1%	減少	6.1%	達成

## 基本目標4 子育てを応援する環境づくり

No	項目	現状	目標	実績	状況
1	「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」と回答した就学前児童保護者の割合	46.2%	減少	55.3%	未達成
2	「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」と回答した小学生保護者の割合	23.8%	減少	44.9%	未達成
3	「子どもと接する時間が少ない」と回答した就学前児童保護者の割合	25.0%	減少	28.9%	未達成
4	「子どもと接する時間が少ない」と回答した小学生保護者の割合	31.7%	減少	26.5%	達成

## 4 本村の課題

### (1) 少子化対策

本村の出生数は減少傾向となっており、令和4年は6人となっています。合計特殊出生率は、国や県より高い値ではあるものの平成30年から令和4年までの平均が1.77となっており、少子化の進行は今後も進むものと予想されます。

少子化の背景には、未婚・晩婚化、経済的な不安定さ、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が女性に偏っている状況、出会いの機会の減少、若者の人口流出など、様々な要因が複雑に絡み合っています。対策は容易ではありませんが、結婚や出産、子育てに関する一人一人の希望がかなえられるよう取り組む必要があります。

### (2) 子育て環境や支援の満足度

本村の子育ての環境や支援に「満足」と回答した人の割合は、就学前児童保護者26.3%、小学生保護者57.2%なのに対して、「満足していない」と答えた人の割合は、就学前児童保護者13.2%、小学生保護者10.2%となっています。満足度の向上を目指して、子どもや子育て世帯への支援を総合的に充実させていく必要があります。

### (3) 相談支援体制の充実

子育てする上で、気軽に相談できる人や場所があるかについて、「いる/ある」と回答した人の割合は就学前児童保護者97.4%、小学生保護者93.9%で、ほとんどの方は相談先がある一方で、「いない/ない」と回答した人の割合は就学前児童保護者2.6%、小学生保護者6.1%となっています。子育て中の保護者が地域や社会から孤立することがないように、相談窓口の周知や相談支援体制の充実が必要です。

#### (4) 幼児期までの子どもの育ちの支援

国の「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」にあるとおり、乳幼児期は、子どもの生涯にわたるウェルビーイング<sup>※</sup>の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期です。全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう取り組む必要があります。

#### (5) 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、祖父母や近所の人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。

関係機関の連携のもと、妊娠前から子育て期まで切れ目なく相談支援を行い、全ての人が安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組む必要があります。

#### (6) 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることについて、「子どもと接する時間が少ない」と答えた人の割合は、就学前児童保護者 28.9%、小学生保護者 26.5%と高くなっています。

核家族世帯、共働き世帯が増加し、仕事等の理由で、子どもを自宅でみることのできない場面が増えています。家事・育児の負担が、依然として女性に偏っている現状も踏まえ、保護者の実態とニーズに合わせた一時的保育等関連サービスの充実に取り組む必要があります。

#### (7) 子どもの貧困対策

経済的理由により子どもの進路が制約されていると思われる割合は、小学生保護者 6.1%となっています。また、経済的理由により塾や習い事をしていない割合は、就学前児童保護者 5.3%となっています。

貧困と、その次世代への連鎖を断ち切るため、教育の支援や生活の安定のための支援に取り組む必要があります。

## 第4章 基本理念、基本目標、施策の体系

### 1 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支援することは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

そのような中、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの存在と発達が保障される必要があります。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要がある子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、身近な地域において、子育て支援の各種施策を可能な限り講じることにより、その健やかな育ちを確保することも重要です。

そのため、本計画の基本理念を前期計画の基本理念を踏襲し、次のように定めます。

#### 【基本理念】

地域の心がつながり、みんなが育む玉黄金！  
だれもが笑顔になれるむら うけん

### 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

#### 【基本目標】

- 1 安心して生み育てられる環境づくり
- 2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- 3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長
- 4 子育てを応援する環境づくり

### 3 施策の展開

#### 【基本理念】

地域の心がつながり、みんなが育む玉黄金！  
だれもが笑顔になれるむら うけん

#### 基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

- 1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援
- 2 地域における子育ての支援

#### 基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

- 1 学校の教育環境等の整備
- 2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

#### 基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

- 1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援
- 2 障がいや発達に不安のある子どもへの支援
- 3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進
- 4 子どもの自殺対策、犯罪などから子どもを守る取組

#### 基本目標4 子育てを応援する環境づくり

- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域子育て支援、家庭教育支援
- 3 共働き・共育ての推進

## 第5章 基本目標ごとの取組

### 基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

子どもの誕生前から幼児期までは、子どもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「子育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含む子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにすることが必要です。

#### 1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援

妊娠から出産後まで子どもの生涯にわたる心と身体健康づくりに向け、ライフステージに応じた健康づくり、各種健康診査や産後の支援体制、小児医療体制の確保に取り組みます。また、不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。

適切な生活習慣の形成を図るとともに、親と子の望ましい食習慣の確立に向け、体験活動をはじめとする食育の機会の充実を図ります。

##### (1) 妊娠・出産に関する支援の充実

###### ① 不妊治療費等支援

子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず不妊に悩む方に対して、不妊治療に伴う交通費の助成を行っており、今後は不妊治療費を助成します。

###### ② 妊産婦に対する支援の充実

必要に応じて産婦の心身のケア・育児サポートを実施するとともに、全ての家庭を訪問するなど、育児不安が強い産後早期の支援の充実に取り組みます。

また、乳幼児健康診査や家庭訪問などにおいて、支援が必要な母親を把握し、保健師による継続的な家庭訪問を行うとともに、医療機関や民生委員・児童委員、主任児童委員などと連携し、きめ細かな支援を行います。

### ③ 情報提供の充実

ホームページや広報紙などを活用した情報提供や啓発に取り組むとともに、乳児訪問、乳幼児健康診査など、様々な機会を捉えて、適切な情報提供と相談を行います。

## (2) 乳幼児の健康づくりと小児医療の推進

### ① 乳幼児の健康づくり

乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期療育などのため、乳幼児健康診査を行い、必要に応じて関係機関への紹介などを行います。

また、保育所において、園児への健康診断などを実施し、子どもの健康の保持・増進を推進します。

### ② 小児医療の推進

安心して子どもを生み、健やかに育てる環境の基盤となる小児医療体制の充実・確保に取り組むとともに、県や近隣市町村及び関係機関との連携を図ります。

## (3) 食育の推進

乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期であることから、「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努めるとともに、家庭、保育所などにおいて、生活や遊びの中で子どもが食に興味をもつよう、発達段階に応じた食育を推進します。

## 2 地域における子育ての支援

乳幼児期の発達の特性を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びと学びの充実を図りながら「生きる力」の基礎を育みます。また、安心して子どもを預けることができるよう、教育・保育環境を提供しつつ、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

### (1) 幼児教育・保育サービスの充実

#### ① 教育・保育の提供体制の確保

教育・保育のニーズに的確に対応するため、宇検村子ども・子育て会議の意見も踏まえながら提供体制を確保します。

#### ② 保育士人材の確保

保育士を安定的に確保するため、ハローワークなどと連携を図りながら、潜在保育士（現在は離職している保育士有資格者）などの就職を支援します。

### ③ 多様な保育サービスの充実

保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日の保育、病児・病後児保育、一時預かりなど、多様な保育サービスについて、ニーズを踏まえ近隣市町村と連携し、提供施設の確保に取り組みます。また、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の実施について検討を進めます。

### ④ 教育・保育の質の向上

保護者の生活の実態等を十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援、子育て家庭の孤立の問題への対応など、広く子どもと子育て家庭を支援する観点から、教育・保育の提供を行います。また、教育・保育に携わる職員の資質や専門性、人権意識の向上のため、職員研修の充実に取り組み、教育・保育を支える基盤を強化します。

### ⑤ 教育・保育における連携推進

保育所において、子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や小・中学校、地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育を推進します。

## (2) 地域における子育て支援サービスの充実

### ① 乳幼児親子を支える身近な相談・交流・学びの場の提供

就学前のお子さんと一緒に遊べ、親子のふれあいや母親同士の交流の場となる親子ふれあい広場の充実を図るとともに、子育て支援に関するイベント等の情報提供を行います。

### ② 子育て支援サービスの情報提供

ホームページや広報紙など様々な媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報など、官民を問わず子どもや子育てに関する様々な情報を、分かりやすく村民に提供します。

## (3) 地域における人材育成と子育て支援のネットワークづくり

子育て支援に関わるサポーターの養成やリーダー向けの研修会・交流会などを通じて、様々な人が子どもや子育て家庭に関わりながら、地域全体で子どもを育む環境づくりに取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
不妊治療費等支援事業	不妊治療に伴う交通費の助成と不妊治療費を助成します。	保健福祉課
母子健康手帳の交付	保健師より妊娠・出産のパンフレット配布や妊娠中の過ごし方等の説明を実施します。	
満11週以内の妊娠届出	妊娠11週以内で妊娠届出率100%を目標とします。	
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期（主として就学前）までの切れ目のない支援のために「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細やかな相談支援を行います。	
ハイリスク妊産婦出産支援事業	妊産婦の経済的及び精神的負担の軽減を図り子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するために、妊産婦又は新生児が島外の医療機関で治療等を受ける必要がある場合に必要な交通費等の一部を助成します。	
妊婦健康診査	妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	
妊娠歯科検診事業	妊娠中は、つわりなどの体調の変化で丁寧な歯みがきが難しく、ホルモンのバランスや食生活も変化するため、歯周炎やむし歯が進行しやすい時期であり、口腔内を清潔に保つために日常の口腔ケアに加えて妊娠安定期（おおむね4～8か月）に歯科検診の助成を行い、口腔内の環境を整えます。	
産前・産後サポート事業	子育て世代包括支援センターの利用者で身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断された妊産婦等を対象に、主にアウトリーチ（訪問）型とデイサービス（教室）型を提供し、利用者に寄り添い相談に乗り、孤立感や育児の不安の軽減を図ります。 妊婦及び月齢の近い児を持つ母親及び家族が集まり、専門職が不安や悩み等を傾聴し、個別相談にも対応します。また、母親同士の仲間づくりを促し交流を支援します。さらに、妊産婦が家庭や地域における孤立感を軽減し（孤立感の解消）、安心して妊娠期を過ごし育児に臨めるようサポートします。	
産婦・新生児訪問	産後の母親や赤ちゃんの健康状態を確認し育児の関するアドバイスや母親の心身の状態をサポートするために助産師や保健師が訪問します。	
産婦健康診査事業	産後のうつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の費用を助成し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。	

産後ケア事業	<p>家族等から十分な育児等の援助が受けられない産婦及びその子で、心身の不調又は育児不安がある者、その他の支援が必要と認められる者を対象に、マミーズ・ケア事業としてアウトリーチ（訪問）型を中心に母親の身体的回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、母親の話を傾聴する等の身体的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係機関、地域で育児をしていく上での必要な社会資源の紹介等を行います。</p>	保健福祉課
新生児聴覚検査事業	<p>聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合は聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育が図られるよう、全ての新生児を対象として聴覚検査を実施します。</p>	
子育て広場（きらきらクラス）	<p>保育所に通っていない親子のサロン。親子遊びや季節に合わせたイベント等を開催し、母子相談も実施します。</p>	
親子教室いいとこみつけ(にこにこ・わくわく・のびのびクラス)	<p>親子で一緒に参加し、親子の絆を深めることや子どもの健やかな成長を支援します。また、親が他の親と交流することで育児の悩みを共有したり子育てに関する情報交換の場として実施します。</p>	
乳幼児健診	<p>3～4か月児・7～8か月児・1歳児・1歳6か月児・2歳児・2歳6か月児・3歳6か月児を対象に奇数月に年6回、5歳児に年1回、集団健診を実施します。また、1か月児、9～11か月児は医療機関に委託し、個別健診を実施します。</p>	
「食育」の推進	<p>親子教室等において親子を対象に、「食」への関心を高めさせ、良い食習慣を身につけさせるための栄養教室を実施します。</p>	
八き地保育所	<p>交通条件などに恵まれない地域において保育を要する地域児童の福祉増進を図るため、八き地保育所の運営を行います。</p>	
うけんっ子のための子育て研修会	<p>子育て中のお父さん・お母さん、これから子どもを持つお父さん・お母さん、子育てが一段落したおじいちゃん・おばあちゃん、地域で子どもを見守るおじちゃん・おばちゃんを対象に講師を呼び研修会を開催します。</p>	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	<p>3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象とした通園制度により、保護者の負担軽減を図るとともに、子どもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会をつくることで、子どもの成長を促します。</p>	

## 基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。学童期の子どもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティ※を形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期の子どもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないように支えていくことが重要です。

### 1 学校の教育環境等の整備

各学校が特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和の取れた「生きる力」の育成を図るとともに、個性を伸ばす教育を推進します。

#### (1) 確かな学力の向上

児童生徒に、基礎的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、「確かな学力」を育成します。

また、分かる・できる授業を推進するために、個に応じた指導や小・中学校の連携、情報教育、国際理解教育の充実を図ります。

#### (2) 豊かな心の育成

心豊かな児童生徒を育むため、学校で行われる授業の公開や自然体験、伝統・文化体験、社会体験を通して、学校や家庭、地域社会との三者連携を図りながら、道徳教育を推進します。

また、いじめや不登校等の生徒指導上の問題解決のために、きめ細やかな相談体制の充実に努めます。

### (3) 次世代の担い手となる人材の育成

急速に進む技術革新やグローバル化に対応する質の高い教育環境や安全で安心な学習環境の整備、児童生徒一人一人の資質・能力を最大限に伸ばす主体的・対話的で深い学びを実現する教育、学校や家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取組を促進し、地域社会全体で次世代の担い手となる人材を育成します。

### (4) 安全・安心な教育環境の充実

安全に快適に学び、安心して過ごせる教育環境に向けて、適正規模と適正配置の推進や、学校施設の長寿命化を推進します。

### (5) 情報活用能力の育成

情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、学校のICT<sup>\*</sup>環境整備とICTを活用した学習活動の充実を図ります。また、プログラミング教育等による情報活用能力の育成を図ります。

### (6) 子どもの健康づくりと思春期の保健・健康教育

#### ① 健やかな体の育成

児童生徒が生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や能力、態度を育成するため、優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫・改善等が図られるように努めます。

また、運動や体力づくりの生活化を進めるとともに、運動部活動も外部指導者や地域との連携を推進します。

#### ② 保健対策の充実と健康教育の推進

性に関する健全な意識のかん養と、妊娠・出産や性感染症予防に関する正しい知識の普及や学校における性教育の推進を図るとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用に関する教育や、学童期・思春期から成人期に向けた心の問題等について、専門家による相談の推進を図ります。

### (7) 信頼される学校づくり

自己評価及び保護者や地域住民等による学校関係者評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による、開かれた、信頼される学校づくりを推進します。

また、教職員の資質の向上を図るとともに、教育環境の整備に努めます。

## 2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

学校、家庭、地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協働し、地域社会全体で子どもを守る観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体から教育力の向上を目指します。

### (1) 家庭の教育力の向上

保護者に対する家庭教育の重要性や役割の啓発、学習機会や情報提供、学校・家庭・地域の連携などにより、様々な家庭の実態に応じたきめ細かな家庭教育支援を行います。

### (2) 地域の教育力の向上

地域の大人が子どもたちの教育に関心を持ち、参画するとともに、子どもたちが、遊びや様々な体験活動の中で、主体性や豊かな人間性、社会性等を育むことができる環境を整備します。

#### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 うけんっ子のための子育て 研修会	子育て中のお父さん・お母さん、これから子どもを持つお父さん・お母さん、子育てが一段落したおじいちゃん・おばあちゃん、地域で子どもを見守るおじいちゃん・おばあちゃんを対象に講師を呼び研修会を開催します。	保健福祉課
シマツ子体験学習 in 宇検村	村の自然環境などの素晴らしさを誇りに思い、村外へ発信できる人材に育ててほしいという思いのほか、体験学習を通して郷土への理解を深めることを目的とします。	教育委員会
親子山村留学制度	名柄校・阿室校の存続及び児童生徒の交流活動の活性化などを目的に親子山村留学を募集します。児童生徒1人当たり月3万円、1年目家賃7,500円を支給します。	
英検受検助成	村内小中学校児童生徒の英語力向上を目的に、英検を受検する際、年間3回まで受験料を助成します。	
テーブルマナー教室	礼法を知った上で社会に出すことを目的に、村内中学校3年生を対象にホテルでマナーを学ぶ機会を設けます。食事代は村が補助します。	
親子茶道教室	親子で茶道を楽しく学び、豊かな感性を育むとともに、日本独自の伝統文化にふれる機会として実施します。	
「可愛しゃん くわあまがあば 旅すむろ」プロジェクト	早い段階から様々な職業に触れ、見職を広げることによって子どもたちが夢や希望を持てる体験や自分の将来像を描く上で刺激となる機会の提供をします。	

## 基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

本村の子どもが、家庭環境に関わらず、夢や希望を持って生きていくことができるよう、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労の支援など、様々な面から、関係機関との連携により、子どもの貧困対策に取り組みます。

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、ヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援など、関係機関との連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

様々な支援が必要な子どもに対し、全ての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制の充実を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援（縦横連携）を推進します。

### 1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

子どもが、家庭の経済状況にかかわらず、健やかに成長できる環境をつくるとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの学習支援の活用や、教育、生活の安定、保護者の就労、経済的支援を進めます。また、安定した生活により、安心して子育てできるよう、ひとり親家庭の総合的な支援を推進します。

#### (1) 教育の支援

貧困の世代間連鎖を断ち切るために、就学援助制度や奨学金、貸付等による経済的支援によって学習機会の確保・充実を図るとともに、子どもに対して教育により将来への希望を持つことができるよう、機会あるごとに啓発していきます。

経済的に困窮している世帯に対しては、「貧困の連鎖を教育で断つ」ことを確実に進めるため、学校教育による学力向上、ひとり親家庭や生活困窮者世帯等への学習支援などを行います。

#### (2) 生活の安定に資するための支援

保護者に対しては、生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援や子育てを両立するための生活支援を行います。一方、子どもに対しては、学校における健康教育等の強化を進めるとともに、健康診断や食育の推進などの保健衛生の取組強化を進めます。

#### (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親家庭に対する資格取得の支援や職業紹介により、安定雇用による就労所得を増加させ、経済的自立による子どもの生活環境の改善につなげます。

#### (4) 経済的支援

教育費負担の軽減をはじめ、県や村などの各事業主体において、各種手当や就学援助費、貸付金などの現行制度の周知強化等による捕捉率※を高めめます。

## 2 障がいや発達に不安のある子どもへの支援

障がいのある子どもや発達に不安のある子どもを支援するため、それぞれの特性や状況に応じて、居宅介護、放課後等デイサービス等の通所支援、療養生活の支援、保育所等への巡回支援を行います。子どもの成長に不安を感じる家族に対しては、相談窓口を利用しやすくなるよう情報提供に努め、家庭の子育てへの負担軽減につなげるとともに、適切な支援が提供可能である専門相談につなぐなど、家族に寄り添った継続的な支援を行います。

保育所等や放課後児童クラブにおいては、障がいのある子どもを受け入れるため、職員の加配や研修の充実を図ります。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、サービスの質の確保・向上に取り組むなど医療的ケア児の支援体制の構築に取り組めます。

## 3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

児童虐待を受けた子どもやその家族、要保護児童、ヤングケアラーなど、支援が必要な子どもや家庭に寄り添いながら、個々の状況に応じた必要なサービスを提供できる相談体制の充実を図ります。

#### (1) 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います。

また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクト※に該当することを踏まえ、母子手帳交付や乳幼児健診の機会等を活用し、周知啓発します。

#### (2) 児童虐待の予防や早期発見・早期対応

妊娠期から保護者とのつながりを大切に、切れ目なく支援することで、児童虐待の予防につなげます。子育てに対する相談をはじめ、児童虐待の予防から継続的な支援を行うとともに、「要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止に対する取組を推進します。

### (3) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーにおける問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、子どもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

### (4) 教育相談体制の充実

児童・生徒が悩みを抱え込まず、心にゆとりが持てるよう、学校等では気軽に相談でき、効果的なカウンセリングが行える相談体制の強化を推進します。

児童・生徒がお互いを思いやる心を育てる教育の実践を推進し、いじめが起きない・いじめを起こさせないよう継続して取り組み、学校の教育相談体制の充実を図ります。

## 4 子どもの自殺対策、犯罪などから子どもを守る取組

全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっています。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、子どもへの自殺対策を推進します。

社会の情報化が進展する中、子どもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるように、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に努めます。

子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

### (1) 子どもの自殺対策

子どもが自身の心の危機に気付き、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うために、「SOSの出し方に関する教育<sup>※</sup>」を継続して実施します。

また、様々な課題を抱える子どもに対し、スクールカウンセラー<sup>※</sup>やスクールソーシャルワーカー<sup>※</sup>を配置し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進します。

### (2) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

子どもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や情報リテラシー<sup>※</sup>の習得支援、子どもや保護者等に対する啓発、フィルタリング<sup>※</sup>の利用促進、ペアレンタルコントロール<sup>※</sup>による対応の推進など、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

### (3) 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

子どもへの犯罪被害を防ぐために行政、警察・関係機関・団体間の定期的な情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。また、警察、学校、PTA、家庭、地域との連携を強化し、子どもを犯罪から守る被害防止活動を支援します。

学校施設や通学路の安全点検・安全対策、見守り活動の充実を図り、子どもたちの安全・安心の確保を図る取組を推進します。

### (4) 非行防止と自立支援

子どもの非行防止や、非行・犯罪に及んだ子どもとその家族への相談支援を行うとともに、学校や警察等の関係機関・団体との連携を図り、自立支援を推進します。

社会全体として非行や犯罪に及んだ子どもに対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

#### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
要保護児童対策地域協議会	虐待や非行など様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村と関係団体が協議する会議です。	保健福祉課
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について児童養護施設に入所させ、必要な保護を行う事業です。	
児童扶養手当	父と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を目的として、母又は養育者に対し手当を支給します。	
母子及び寡婦家庭医療費助成	母子家庭、父子家庭、寡婦家庭への医療費の助成を行います。（受給者資格登録が必要です。）	
ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業（鹿児島県事業）	ひとり親家庭の親及び寡婦の個々の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決め等専門家による相談体制の整備などを総合的に行うことを目的とします。	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業（鹿児島県事業）	配偶者のない女子又は男子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの、寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、必要な資金の貸付を行います。	
ひとり親家庭自立支援給付金事業（鹿児島県事業）	ひとり親家庭の親の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とします。	

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（鹿児島県事業）	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ります。	保健福祉課
発達障害児及び家族等支援事業	発達障害児及びその家族に対する支援体制の構築を図るために、ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行います。	
特別児童扶養手当	障がい児の福祉の増進を目的として、障がい児の父母若しくは養育者に対し手当を支給します。	
安全な通学路の整備	保育所と保健福祉課で通学路点検や危険箇所の確認を行い、危険箇所は警察及び関係機関へ改善を要求します。	

## 基本目標4 子育てを応援する環境づくり

子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持って子どもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

### 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子どもと家庭の状況に応じた手当の支給や医療費助成、幼児教育・保育の無償化など、子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持って子どもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。

#### (1) 妊婦のための支援給付

妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、もって妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与するため、妊婦のための支援給付を実施します。

#### (2) 子ども医療費助成

子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康増進と健やかな育成に寄与するため、0歳から高校3年生相当年齢（満18歳到達後の最初の3月31日まで）の子ども医療費の全額支援（無償化）を継続します。

#### (3) 幼児教育・保育の負担軽減

幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付を適正に行い、幼児教育・保育に関わる経済的負担の軽減を図り、全ての子どもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保します。

#### (4) 学校給食費の助成

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小・中学校の学校給食費の助成を継続します。

## 2 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

## 3 共働き・共育での推進

共働き・共育での推進に向け、子育て家庭への更なる支援の充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の改善、男女共同参画の推進など、子育てしやすい就労環境づくりを推進していきます。

### （1）仕事と子育ての両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業の取組に対する啓発を行います。

### （2）男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないように、男女共同参画についての正しい理解の浸透に向け、様々な世代における広報啓発に取り組みます。

### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
出産祝い金	村内定住者を対象に、出生児1人に対し5万円を支給します。	保健福祉課
子育て助成金	乳幼児・児童・生徒1人に対し、中学3年生まで毎年1万円を支給します。	
入学祝い金	村内定住者を対象に、村内の小学校に入学する児童1人に対し5万円を支給します。	
子育て住宅家賃助成	0歳～15歳（中学校卒業まで）3人以上子育てしている世帯が公営住宅へ入居した場合規程の家賃の半額を助成します。	
妊産婦・乳幼児健康診査等助成	妊産婦および乳幼児の定期健診にかかる費用について助成します。	
子ども医療費助成制度	18歳に達する日以後最初の3月31日までにある子ども（高校3年生まで）の保護者に対し、保険内診療一部負担金の額を全額助成します。ただし、高額療養費や附加給付金等、他の医療給付を受けた場合は、その額を差し引いた額を助成します。	
保育料助成金	Iターン、Uターン者の子どもが保育所へ入所した場合、子ども1人につき月額5千円を助成します。（支給期間は1年間）	

給食費補助	村内小中学校児童生徒の給食費を全額補助します。	教育委員会
高校生等通学バス助成金	村内に住所を有している者で、宇検村から村外の高校へ通学する者について、バス定期券代を全額助成します。	
専門学校等に通学する者の通学費助成金	村内に住所を有している者で、宇検村から大島本島内の専門学校等へ通学する者の通学費について、月額1万円を助成します。	

## 第6章 事業計画

### 1 提供区域

「子ども・子育て支援法第61条」により、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本村では前期計画と同様に、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て事業」の提供区域を村全体1区域として設定します。

### 2 量の見込み及び確保方策の概要

#### (1) 「量の見込み」を算出する事業

国から示された「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」（以下、「国の手引き」という。）に基づき、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」の算出を行います。

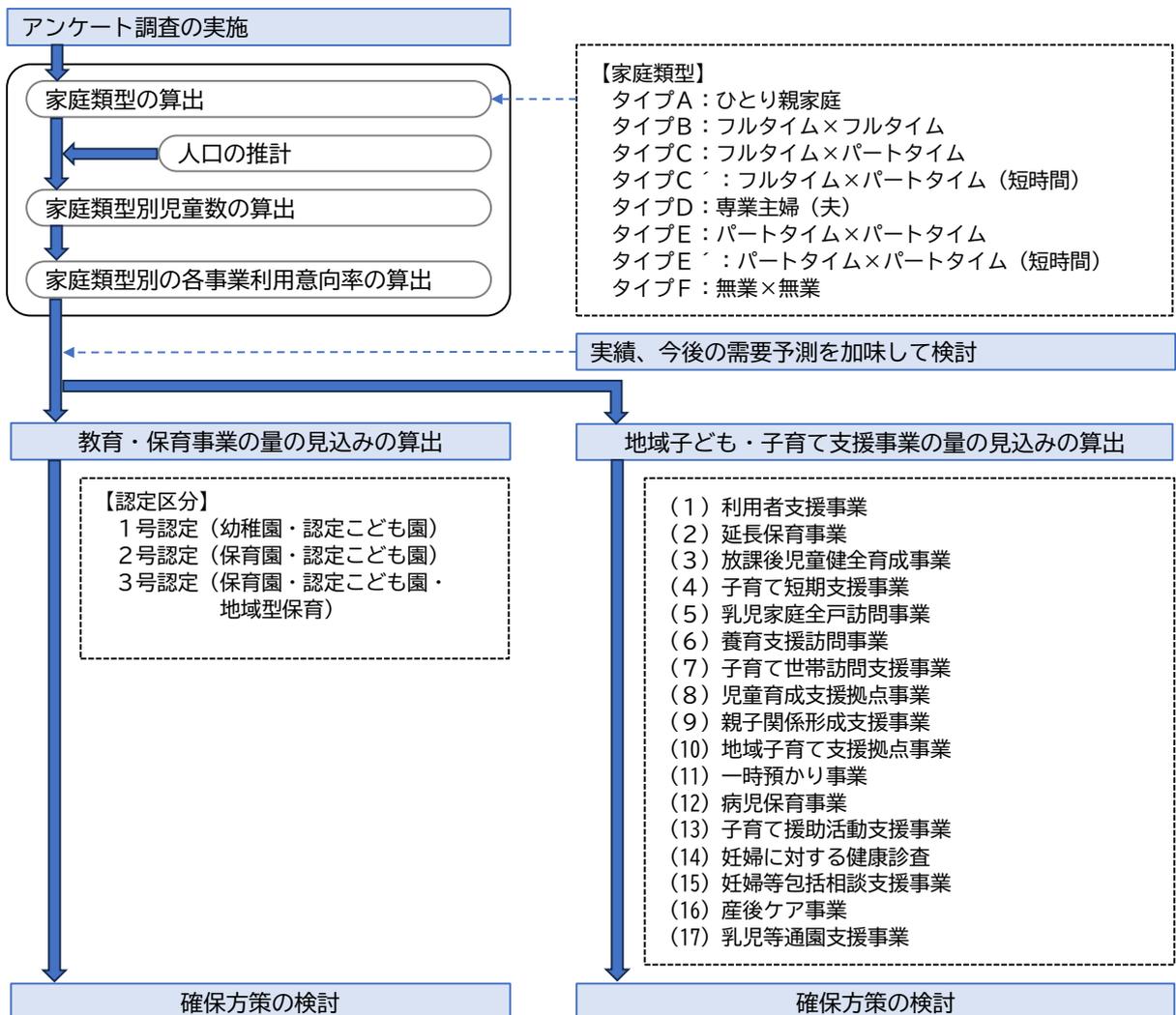
教育・保育	
1	子ども・子育て支援法第19条1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（1号認定）
2	子ども・子育て支援法第19条2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（2号認定、3号認定）
地域子ども・子育て支援事業	
1	利用者支援に関する事業
2	時間外保育事業
3	放課後児童健全育成事業
4	子育て短期支援事業
5	乳児家庭全戸訪問事業
6	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
7	地域子育て支援拠点事業
8	一時預かり事業
9	病児保育事業
10	子育て援助活動支援事業
11	妊婦に対して健康診査を実施する事業
12	産後ケア事業
13	乳児等通園支援事業

(2) 量の見込みと確保方策の検討

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和7年度を初年度とする、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本村においても、令和6年3月に実施したアンケート調査結果をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

【量の見込みの算出の流れ】

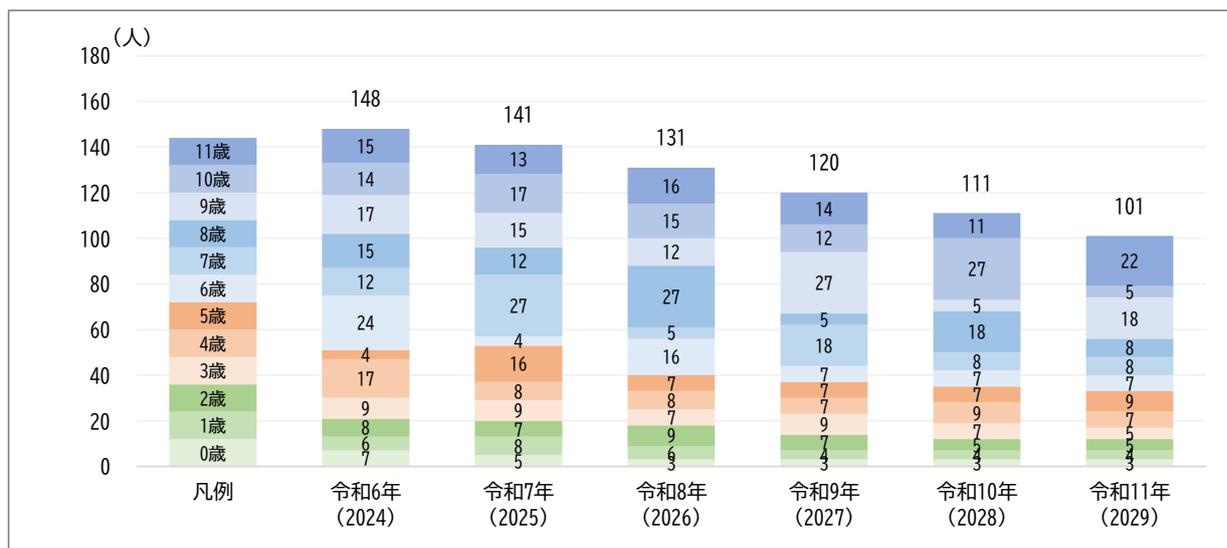


## (3) 推計児童数の算出

各事業の「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、令和2年から令和6年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法※を用いて算出しました。

単位：(人)

	実績	推計				
	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
0歳	7	5	3	3	3	3
1歳	6	8	6	4	4	4
2歳	8	7	9	7	5	5
3歳	9	9	7	9	7	5
4歳	17	8	8	7	9	7
5歳	4	16	7	7	7	9
小計	51	53	40	37	35	33
6歳	24	4	16	7	7	7
7歳	12	27	5	18	8	8
8歳	15	12	27	5	18	8
9歳	17	15	12	27	5	18
10歳	14	17	15	12	27	5
11歳	15	13	16	14	11	22
小計	97	88	91	83	76	68
合計	148	141	131	120	111	101



### 3 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策

#### (1) 対象となる家庭類型及び児童年齢

##### ① 1号認定

【1号認定の3～5歳児】

対象となる家庭類型	タイプC´：フルタイム×パートタイム（短時間）共働き家庭
	タイプD：専業主婦（夫）家庭
	タイプE´：パートタイム×パートタイム（短時間）共働き家庭
	タイプF：無業・無業の家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

【2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの】

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

##### ② 2号認定（保育の必要性あり 保育所等の利用）

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

##### ③ 3号認定（保育の必要性あり 保育所等＋地域型保育の利用）

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	0歳～2歳児

## (2) 量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し、令和7年度から令和11年度までの教育・保育事業の量の見込み及び各園の定員等を勘案した確保方策を以下のとおり設定します。

1年目（令和7年度）	1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定				
	1号認定	うち2号 認定 （教育ニーズ）		0歳	1歳	2歳	合計	
① 量の見込み	0人	0人	33人	2人	8人	7人	17人	
確保方策	認可保育所			41人	3人	8人	8人	19人
	ハき地保育所			30人				
	② 合計			71人	3人	8人	8人	19人
過不足（②-①）			38人	1人	0人	1人	2人	

2年目（令和8年度）	1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定				
	1号認定	うち2号 認定 （教育ニーズ）		0歳	1歳	2歳	合計	
① 量の見込み	0人	0人	22人	1人	6人	9人	16人	
確保方策	認可保育所			41人	3人	8人	8人	19人
	ハき地保育所			30人				
	② 合計			71人	3人	8人	8人	19人
過不足（②-①）			49人	2人	2人	▲1人	3人	

3年目（令和9年度）	1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定				
	1号認定	うち2号 認定 （教育ニーズ）		0歳	1歳	2歳	合計	
① 量の見込み	0人	0人	23人	1人	4人	7人	12人	
確保方策	認可保育所			41人	3人	8人	8人	19人
	ハき地保育所			30人				
	② 合計			71人	3人	8人	8人	19人
過不足（②-①）			48人	2人	4人	1人	7人	

4年目（令和10年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定			
		1号認定	うち2号 認定 （教育ニーズ）		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		0人	0人	23人	1人	4人	5人	10人
確保 方策	認可保育所			41人	3人	8人	8人	19人
	ハき地保育所			30人				
	② 合計			71人	3人	8人	8人	19人
過不足（②-①）				48人	2人	4人	3人	9人

5年目（令和11年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定			
		1号認定	うち2号 認定 （教育ニーズ）		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		0人	0人	21人	1人	4人	5人	10人
確保 方策	認可保育所			41人	3人	8人	8人	19人
	ハき地保育所			30人				
	② 合計			71人	3人	8人	8人	19人
過不足（②-①）				50人	2人	4人	3人	9人

### （3）保育利用率

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①3歳未満推計人数	20人	18人	14人	12人	12人
②3歳未満量の見込み	17人	16人	12人	10人	10人
③3歳未満利用定員数	19人	19人	19人	19人	19人
④保育所等利用割合（②÷①）	85.0%	88.9%	85.7%	83.3%	83.3%
⑤保育利用率（③÷①）	95.0%	105.6%	135.7%	158.3%	158.3%

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### (1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【基本型・特定型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
確保方策 【実施箇所数】	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

#### 【こども家庭センター型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策 【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### (2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

### (3) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	村内の放課後児童クラブ1か所で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	1年生	8人	9人	6人	6人	5人
	2年生	7人	8人	5人	6人	4人
	3年生	5人	5人	3人	4人	3人
	4年生	1人	1人	1人	1人	1人
	5年生	2人	1人	2人	1人	2人
	6年生	1人	1人	2人	1人	1人
	合計	24人	25人	19人	19人	16人
確保 方策	【年間実人数】	25人	25人	25人	25人	25人
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### (4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出
確保方策の考え方	ニーズがあった際は、委託先である児童養護施設で対応

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】		1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
確保 方策	【年間延べ人数】	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### (5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	保健福祉課で実施、保健師、助産師、母子保健推進員で対応

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	5人	3人	3人	3人	3人
確保方策 【実施箇所及び対応】	保健福祉課で 実施 保健師、助産 師、母子保健 推進員で対応	保健福祉課で 実施 保健師、助産 師、母子保健 推進員で対応	保健福祉課で 実施 保健師、助産 師、母子保健 推進員で対応	保健福祉課で 実施 保健師、助産 師、母子保健 推進員で対応	保健福祉課で 実施 保健師、助産 師、母子保健 推進員で対応

## (6) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### ① 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	保健福祉課で実施、保健師、助産師で対応

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	5人	3人	3人	3人	3人
確保方策 【実施箇所及び対応】	保健福祉課で 実施 保健師、助産 師で対応	保健福祉課で 実施 保健師、助産 師で対応	保健福祉課で 実施 保健師、助産 師で対応	保健福祉課で 実施 保健師、助産 師で対応	保健福祉課で 実施 保健師、助産 師で対応

### ② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

量の見込み算出の考え方	要保護児童対策地域協議会の機能を活用
確保方策の考え方	要保護児童対策地域協議会の機能を活用

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策 【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

**(7) 子育て世帯訪問支援事業**

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

**(8) 児童育成支援拠点事業**

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

**(9) 親子関係形成支援事業**

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

**(10) 地域子育て支援拠点事業**

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	子育てサロンで実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【月間延べ人数】		117人日	105人日	82人日	70人日	70人日
確保 方策	【月間延べ人数】	117人日	105人日	82人日	70人日	70人日
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### (11) 一時預かり事業

#### ① 幼稚園型

幼稚園等における在園児のうち、1号認定の子どもを対象とした一時預かり事業です。今後のニーズを踏まえて、実施を検討します。

#### ② 幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。今後のニーズを踏まえて、実施を検討します。

### (12) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。今後のニーズを踏まえて、実施を検討します。

### (13) 子育て援助活動支援事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。今後のニーズを踏まえて、実施を検討します。

(14) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	委託医療機関で実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	5人	3人	3人	3人	3人
確保方策 【実施箇所】	委託医療機関 で実施	委託医療機関 で実施	委託医療機関 で実施	委託医療機関 で実施	委託医療機関 で実施

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠・出産と子育てにかかる経済的負担軽減（経済的支援）と妊産婦及び乳幼児とその家族に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を一体的に行う事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の乳児家庭全戸訪問事業実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	保健福祉課で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見 込 み	妊娠届出数	5人	3人	3人	3人	3人
	1組当たり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
	面談等実施合計回数	15回	9回	9回	9回	9回
確保方策 【面談等実施対応回数】		15回	9回	9回	9回	9回

**(16) 産後ケア事業**

出産後1年未満の母子に対して、「訪問型」、「宿泊型」、「日帰り型」による心身のケアや育児のサポート等を行い、育児の不安や負担を軽減し、産後も安心して子育てができるよう支援サービスを提供する事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	保健福祉課で実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	5人日	3人日	3人日	3人日	3人日
確保方策 【年間延べ人数】	5人日	3人日	3人日	3人日	3人日

**(17) 乳児等通園支援事業**

保育所等に通園していない子どもについて保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育園等において定期的な預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの育ちを応援するとともに、子育てに関するお悩みに対してアドバイスなどを行い、子どもの良質な成育環境を支援する事業です。なお、令和8年度から本格実施の事業になります。

量の見込み算出の考え方	令和7年度以降の3号認定以外の0～2歳推計数から算出
確保方策の考え方	村内の保育所で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
1歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
2歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日

## 5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

子ども・子育て支援制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

本村においては、需要と供給のバランスを考慮しつつ移行を検討します。

### (2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善及び保育所等への助成を通じた研修の充実等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

### (3) 教育・保育施設等と小学校との連携

教育・保育施設等と小学校との円滑な接続を推進する観点から、子どもの育ちを小学校につなぐために、合同研修の開催等を通じ、小学校との連携の推進に努めます。

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。また、広報紙や村ホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続についての周知に努めます。

教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項及び確認並びに指導監督に当たっては、県と必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

## 7 産後の休業及び育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、必要に応じて保育施設等の整備を検討します。

## 8 放課後児童対策

本村においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、国の「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月策定）に基づき、放課後児童対策を推進してきました。

国においては、「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度までで終了し、引き続き令和6年度まで「放課後児童対策パッケージ」に基づき取組を推進しています。本村においても国の動向を踏まえながら、本村の実態に即した放課後児童健全育成事業に取り組みます。

### （1）放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	8人	9人	6人	6人	5人
	2年生	7人	8人	5人	6人	4人
	3年生	5人	5人	3人	4人	3人
	4年生	1人	1人	1人	1人	1人
	5年生	2人	1人	2人	1人	2人
	6年生	1人	1人	2人	1人	1人
	合計	24人	25人	19人	19人	16人
確保方策	【年間実人数】	25人	25人	25人	25人	25人
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### （2）特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法などに関する研修や、受入れに必要な加配等に関する補助体制を充実していきます。

## 第7章 計画の推進と進行管理

### 1 計画の推進体制

本計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、一人一人の子どもが心身とも健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

このため、行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

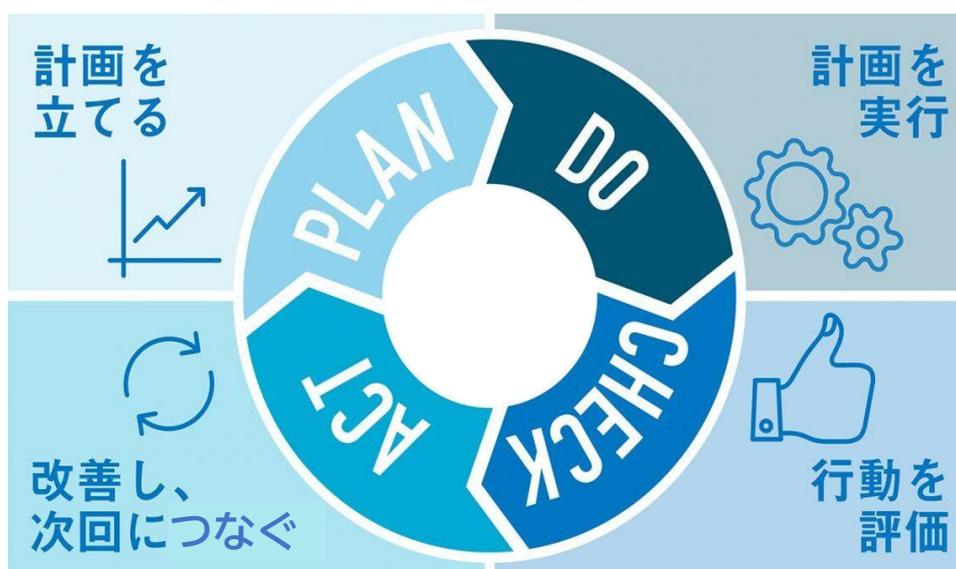
### 2 計画の進捗管理

本計画の着実な実行のため、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善につなげます。

進捗を確認するに当たっては「宇検村子ども・子育て会議」で点検・評価を行うとともに、結果においては、村ホームページ等で公開する等、当事者である子どもや子育て世帯への情報提供に努めます。

本計画の内容については、住民ニーズや社会情勢、国における制度改正等を踏まえ、必要に応じて取組の充実や見直しを図ります。

【PDCA サイクルに基づく進捗評価】



## 資料編

### 1 宇検村子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 10 日条例第 21 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、宇検村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、村長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 8 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他村長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員、その他会議に出席したものは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様である。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、村長が招集する。
- 3 宇検村報酬及び費用弁償条例（昭和41年条例第18号）の一部を次のように改正する。  
別表第1に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	〃	4,400
-------------	---	-------

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 宇検村子ども・子育て会議委員名簿

【任期】令和6年9月25日～令和8年9月24日

委員8人以内で組織	氏名
子どもの保護者 (保護者会会長(保・小))	藤原 尚斗
	竹下 世利人
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	松井 静香
	脇元 陽美呼
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	植田 るり子 (主任児童委員)
	福山 章 (指導主事)
その他村長が必要と認める者	林 智子 (母子保健担当保健師)
	栄 雄大 (こども支援コーディネーター)

### 3 用語解説

頁	用語	解説
2	参酌基準	各自治体が計画に定めるサービス見込量を算定するに当たって、「国が定める基本指針を十分参照しなければならない基準」のこと。
2	包摂（インクルージョン）	社会や組織があらゆる人々を受け入れ、差別や排除をなくし、全ての人々が平等に参加できる状態を追求する考え方。
2	参酌標準	各自治体が地域の実情等に応じて実際のサービス見込量等を自らの判断で計画に定める際の参考とする数値。
2	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。
3	こども未来戦略	「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「全ての子どもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指している。
3	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン	こども基本法の目的と理念に基づき、子どもの誕生前から幼児期までの育ちを通じて切れ目なく、子どもの心身の健やかな育ちを保障する観点で策定された。
3	こどもの居場所づくりに関する指針	こどもの居場所づくりに関する基本的な視点などについて、国としての考え方を整理して示したもの。「こども家庭審議会」、「こどもの居場所部会」の議論や当事者の意見聴取などを経て策定された。
8	合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。
52	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に幸せな状態。
60	アイデンティティ	自分が自分であること、さらにはそうした自分が、他者や社会から認められているという感覚のこと。
61	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。
64	捕捉率	制度の対象となる人の中で、実際にその制度から受給している人がどれくらいいるかを表す数値。
64	ネグレクト	幼児・児童・高齢者・障がい者などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。

頁	用語	解説
65	SOSの出し方に関する教育	「こどもが、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育。
65	スクールカウンセラー	児童生徒が抱える問題に学校ではカバーし難い多くの役割を担い、教育相談を円滑に進めるための潤滑油ないし、仲立ち的な役割を果たす者。
65	スクールソーシャルワーカー	問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る者。
65	情報リテラシー	様々な情報を、適切に活用できる基礎能力のこと。
65	フィルタリング	青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービス。
65	ペアレンタルコントロール	子どもが持つスマホやパソコンの利用方法を、保護者が管理する機能。
73	コーホート変化率法	同年または同期間のそれぞれの集団（「コーホート」という。）について、過去における実績人口の動態から求められる「変化率」に基づき、将来人口を推計する方法。

---

第3期宇検村子ども・子育て支援事業計画  
(令和7年度～11年度)

---

令和7年3月

発行・編集

宇検村 保健福祉課

〒894-3392 鹿児島県大島郡宇検村湯湾915番地

TEL 0997-67-2212 FAX 0997-67-2262

---

余白ページ

